

厚生労働科学研究費補助金

分担研究報告書

労働安全衛生法第 26 条及び第 27 条の逐条解説

研究協力者 森山 誠也 労働基準監督官

研究要旨

第 26 条は、事業者を名宛人とする一般的危害防止基準に対応して労働者の遵守事項を定めたものである。また、名宛人としての事業者と労働者は相互排反的ではあるものの、第 122 条（両罰規定）が適用される条文については名宛人が事業者であっても労働者を含む従業者を実行行為者として処罰する体系となっておりそれほど単純ではない。第 26 条は、実質的には労働者の作業行動を規制するものと思われるが、その意義について安全衛生技術の面から理論化する必要があるだろう。

第 27 条は、事業者及び労働者の一般的危害防止措置の具体的内容を厚生労働省令に委任すること並びに当該厚生労働省令を定めるにあたって公益関係法令に配慮することを定めたものである。第 27 条に関しては、委任省令に委任元の法条項が明記されていないこと、各本条における危険源の分類や「危険」及び「健康障害」の意味する範囲が不明確であることなど、立法技術上の問題が少なくなく、より明確な委任省令の制定のため、危険源やそれに対するリスク低減措置を理論化し、労働安全衛生法令に取り入れていく必要があるだろう。

A. 研究目的

本研究事業全体の目的は、以下の 3 点にある。

- ① 時代状況の変化に応じた法改正の方向性を展望すること。
- ② 安衛法を関係技術者以外（文系学部出身の事務系社員等）に浸透させ、社会一般への普及を図ること。
- ③ 安衛法に関する学問体系、安衛法研究のための人と情報の交流のプラットフォームを形成すること。

そのため、条文の起源（立法趣旨、基礎となった災害例、前身）と運用（関係判例、適用の実際）、主な関係法令（関係政省令、規則、通達等）を、できる限り図式化して示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な論点に関する検討結果を記した体系書を発刊すること。

本分担研究の目的は、枝番号や附則を除き 123 条ある安衛法のうち第 26 条及び第 27 条について、その課題を果たすことにある。

B. 研究方法

労働基準監督官の職務経験のある研究協力者が、本法及びこれに基づく命令、これに関する解釈例規、関係法令に係る学術書等を検討して研究班会議で報告し、本法の制定・改正に関わった畠中信夫元白鷗大学教授、唐澤正義氏ら班員らからの指摘やアドバイスを心得て洗練させた。

なお、報告書文案の作成に際して、技術的な不明点については、メーリングリストで班員その他の専門家に照会した。

C. 研究結果

1 第 26 条

1.1 条文

第二十六条 労働者は、事業者が第二十条から第二十五条まで及び前条第一項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

「前条」とは第 25 条の 2 である。

1.2 内容及び趣旨

本条は、事業者が本法第 20 条から第 25 条まで及び第 25 条の 2 第 1 項の規定に基づき講ずる措置に応じて、労働者もまた必要な事項を守らなければならないことを定めたものである。

労働災害の防止は、もとより事業者に本来的な責任があるが、事の性質上、労働者の協力にまたねばならない面もある。その理念は、本法第 4 条において宣明されているが、本条においてその具体的な内容が定められている¹。

1.3 労働者派遣の場合の読替え

労働者派遣法（正式名称：「労働者派遣における本条の適用については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」）第 45 条第 3 項の規定により、（労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている）派遣先の事業に関しては、派遣先事業者（当該派遣先の事業を行う者）が当該派遣中の労働者を使用する事業者と、派遣労働者（当該派遣中の労働者）が当該派遣先の事業を行う者に使用される労働者とみなされる。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）

（労働安全衛生法の適用に関する特例

等)

第四十五条 略

2 略

3 労働者¹がその事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業に関しては、当該派遣先の事業を行う者を当該派遣中の労働者を使用する事業者と、当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業を行う者に使用される労働者とみなして、労働安全衛生法（中略）第二十条から第二十七条まで（中略）の規定並びに当該規定に基づく命令の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

（後略）

4～16 略

17 この条の規定により労働安全衛生法及び同法に基づく命令の規定を適用する場合における技術的読替えその他必要な事項は、命令で定める。

1.4 罰則

本条の規定に違反した者は、第 120 条の規定により 50 万円以下の罰金に処せられる。

1.5 条文解釈

1.5.1 「労働者」及び「事業者」

労働者と事業者の意義は第 2 条で定義されているとおりである。

労働者を義務主体とする意義については、1.6 及び 1.7 で検討する。

1.5.2 「第 20 条から第 25 条まで及び前条第 1 項の規定」

本条は、第 20 条から第 25 条まで及び第 25 条の 2 第 1 項の規定に基づく事業者の措置に対応する労働者の義務規定である。

したがって、現在、第 20 条から第 25 条まで及び第 25 条の 2 第 1 項の規定に基づ

く措置として政省令に規定されている事項の一部を安衛法本法の改正により同法上の独立条文とした場合で、当該事項に関して労働者にも義務を課すときには、本条を改正するか、当該独立条文に対応した労働者の義務規定を新設する必要がある。つまり、第 20 条から第 25 条まで及び第 25 条の 2 第 1 項の規定に紐づく政省令は、本条により自動的に、それに対応する労働者の義務を導いているので、法令改正の際には、その関係に留意する必要があるということである。

1.5.3 「事業者が講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。」

本条は、労働者が、事業者が講ずる措置に応じて必要な事項を守らなければならないことを規定したものである。

したがって、第 27 条の規定により厚生労働省令で本条に係る労働者の具体的な遵守事項を定める場合において、ある危険源（労働安全衛生法では危険性又は有害性と表現されるが、本分担研究報告書では「危険源」または「危険有害要因」、「hazard」という。）に係る危害防止措置に関し、事業者に何らの義務も課さないで労働者のみに義務を課すことはできないものと解される。

ここで問題になるのは、厚生労働省令により事業者が講ずべき措置を定め、かつこれに応じた労働者が遵守すべき事項を定めた場合に、事業者がその厚生労働省令に違反して措置を怠った場合にも労働者に本条の義務が生じるか否かということである。これについては、本条が「事業者が講ずべき措置に応じて」ではなく「事業者が講ず

る措置に応じて」という表現を採っていることから、文理上、事業者が必要な措置を実際に講ずることを要件とすると解釈することができ、また、「事業者が講ずる措置に応じて」の部分が、危害防止の一義的な義務者を事業者とする趣旨からしても、事業者が実際に法定の措置を講じなければ労働者に本条の義務が生ずることはないと解すべきであろう。

以下、本条に基づいて実際に制定された厚生労働省令について検討する。ただし、これらの厚生労働省令では、具体的に本法第何条第何項の委任を受けているのか規定中に明らかにされていない。労働調査会出版局が法令改正により毎年改訂している『安衛法便覧』では、その対応関係が示されているが、これは飽くまでも参考程度に止めるべきものと言われている²。

しかし、本分担研究報告書におけるさしあたりの分析のため、同書に本条の委任を受けたと記載されている厚生労働省令の条項（事業者の措置に対応して労働者の遵守を義務づけたもの）を目視で拾い上げたところ、221個に至ったので、以下で分析する。

1.5.3.1 危険源による分析

本条に基づく省令の条項 221 個を危険源により分類すると、次のようになった。

本法中条項		危険源の種類	条項数
第 20 条	第 1 号	機械等	115
	第 2 号	危険物等	17
	第 3 号	エネルギー	10
第 21 条第 1 項		作業方法	21

第 21 条第 2 項	場所	6
第 22 条	有害要因	49
第 23 条	不潔さ	2
	通路	1
第 24 条	作業行動	0
合計		221

ここでの危険源分類は、本法第 20 条から第 24 条までの規定で採用されているものに従った。本法全体の危険源分類については、2.8 で検討する。

なお、この表で作業行動（第 24 条関係）に係るものは 0 件となっているが、これはそもそも第 24 条に基づく省令の規定が存在しないことによる。作業行動は労働者の身体の動きそのものであり、事業者がこれを実力的にあるいはその他工学的に管理することは容易ではない（労働者の作業行動については、1.7 でも検討する。）。従って第 24 条に係る事業者が講ずる措置を省令で規定できないため、それに対応する労働者の義務もまた規定することができないという事情があると思われる。なお、仮に、本条に「事業者が講ずる措置に応じて」という部分が存在しなければ、本条に基づいて労働者の作業行動一般に係る義務を省令で定めることもできるだろう。なお、機械の安全装置の無効化は作業行動（不安全行動）であるが、その場合の危険源は作業行動ではなく機械（第 20 条第 1 号関係）であるため、事業者の義務が労働安全衛生規則第 101 条で定められているのに対応して、労働者の不安全行動抑制義務が労働安全衛生規則第 29 条で定められている。

1.5.3.2 名宛人による分析

次に、当該 221 個の条項の名宛人を確認したところ、次表のとおり 6 類型が確認さ

れた。

名宛人の類型		条項数
1	労働者（除染等業務従事者及び特定線量下業務従事者を含む。）	168
2	運転者	43
3	事業者から指名を受けた者	6
4	指揮者	2
5	火気を使用した者	1
6	操作を行なう者	1
合計		221

なお、「除染等業務従事者」は除染等業務に従事する労働者、「特定線量下業務従事者」は特定線量下業務に従事する労働者をいう³。

この6類型のうち、類型1（労働者）が名宛人の場合は本条の委任を受けていることが比較的明らかであるが、それ以外の類型2～6については、文理上、例えば、混在作業を行っている一人親方や、労働者でない会社役員等もこれに含まれる。しかし、本法中に一人親方等を名宛人に含むうる適当な規定は見当たらない（法第35条（1トン以上の重量貨物につき重量を表示すべき義務）などは何人にも適用され、一人親方等を名宛人に含むが、規定の内容に関連性がない。）。

また、類型2～4及び6が自然人と解されることに伴う疑問が生じ得る。たしかに、事業者が法人の場合は、事業者は法人そのものであるから類型2～4及び6の名宛人にはなりえない。しかし、事業者が個人事業者の場合、類型2～4及び6の名宛人に当該個人事業者が含まれると解すことは文理上不可能ではないであろう。

なお、労働安全衛生規則には、唯一、第

416条に「～を運転する労働者」という規定がある。

1.5.3.3 遵守事項の内容による分析

当該221個の条項は、次表の通り、遵守事項の内容について、6類型に分類できる。

規定内容の類型		条項数
1	事業者又は事業者が定めた者（以下「事業者等」という。）の命令（立入禁止、手袋使用禁止、治具又は保護具の使用を含む。）並びに事業者等が設定した合図、誘導及び制限速度の遵守	74
2	安全装置の無効化等の禁止	1
3	安全設備（治具及び保護具を除く）の使用	21
	事業者等から命じられたときという要件のある場合	7
4	保護具の使用	70
	事業者等から命じられたときという要件のある場合	35
5	搭乗すべきでない箇所への搭乗禁止	10
6	その他作業方法の遵守	85
合計（重複あり）		221

このうち類型1（事業者等の命令等の遵守）及び類型2（安全装置の無効化等の禁止）は、事業者の講ずる措置に応じて遵守する事項という趣旨が最も分かりやすく反映されているといえる。

類型3（安全設備の使用）は、事業者の責任で設置した安全設備について、労働者が省略行動によりこれを使用しないで作業を行うのを禁ずるものであり、これも事業

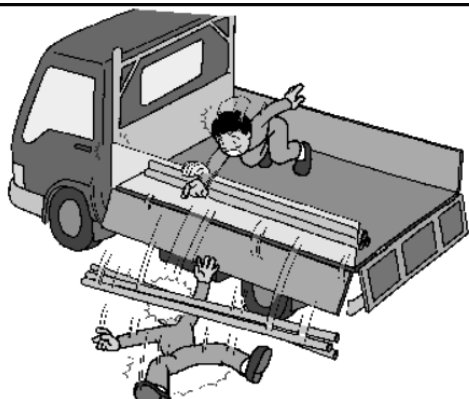
者の講ずる措置に応じて遵守する事項という趣旨が明確である。

類型 4（保護具の使用）、類型 5（搭乗禁止）及び類型 6（その他）は、事業者から労働者へ命令等の有無にかかわらず、すべて、事業者が労働者に対してする措置義務規定との組み合わせとなっている。例えば、労働者の義務を規定する項の前に「事業者は、……適当な保護具を備えなければならない。」「事業者は、……当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。」等といった項が前置されている。

なお、次の労働安全衛生規則第 151 条の 73 は、労働者が貨物自動車の荷台に乗る場合の危険を防止するための規定であるが、なぜか労働者にあおりを閉じさせる規定¹振りとなっている。

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）

¹あおりとは、トラックの荷台を覆う囲いのことで、本条は図のような災害を防止するための規定である。



（厚生労働省・職場のあんぜんサイト
https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/sai_det.aspx?joho_no=100411 最終閲覧日
 2022 年 1 月 15 日）

（荷台への乗車制限等）

第百五十一条の七十三 事業者は、荷台にあおりのある貨物自動車を走行させる場合において、当該荷台に労働者を乗車させるときは、次の定めるところによらなければならない。

- 一 略
 - 二 荷台に乗車させる労働者に次の事項を行わせること。
 - イ あおりを確実に閉じること。
 - ロ・ハ
- 2 前項第二号の労働者は、同号に掲げる事項を行わなければならない。

この場合、労働者以外の者（例えば個人事業主自身など）にあおりを閉じさせても違反は免れない可能性があるが、本法の目的上、同乗する一人親方等にあおりを閉じさせても問題なく、その点で不合理な規定であるといえる。不整地運搬車についても同様の規定が存在する（労働安全衛生規則第 151 条の 51）。

1.6 義務主体としての労働者と事業者との比較

1.6.1 行政取締法規上の義務主体としての労働者と事業者との比較

労働者を義務者とする本条の規定は、事業者を義務者とする第 20 条から第 25 条の 2 までの規定と対照的である。

事業者とは、事業を行う者で労働者を使用するものをいい、事業経営の利益の帰属主体すなわち法人企業であれば当該法人（法人の代表者ではない。）、個人企業であれば事業経営主を指し⁴、使用従属関係を基礎とする労働法体系の中にある本法において、第一義的に安全衛生上の責任を負う主体である。

法人が労働者であることはあり得ず、個人企業の事業経営主もまた労働者ではあり得ないから、1 個の事業を考えたときに、その中において事業者と労働者は互いに重なることのない、相互排他的な概念である。

しかし、以下で検討するとおり、両罰規定との関係では、やや困難な問題が生じ得る。

1.6.2 両罰規定（事業者を義務主体とする場合で労働者が処罰される場合）

事業者を名宛人とする危害防止規定（本条に係る第 20 条から第 25 条まで及び第 25 条の 2 第 1 項を含む）であっても、罰則適用においては、次に示す第 122 条の両罰規定により、従業者が違反行為をした場合には、その行為者を罰することとされている。

第二百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第一百六条、第一百七条、第一百九条又は第二十條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

このうち「使用人」は、労働者を意味するので、労働者が行為者である場合には、当該労働者が処罰されることとなる。即ち、事業者を名宛人とする規定の違反行為についても労働者が処罰されるのである。

両罰規定については、本来的義務者説（両罰規定によらなくても本来的に従業者も当然義務を負い処罰されるものであって「行為者を罰する」の部分は確認的な規定にすぎないという説）と構成要件修正説（両罰規定の「行為者を罰する」という規

定により各本条の構成要件が修正されることによって初めて処罰対象となる範囲が従業者に拡張されるという説）がある⁵。

最高裁判所は構成要件修正説を採用しており⁵、たしかに、労基法の使用とは別に、「事業経営の利益の帰属主体そのもの」を事業者として、主な義務ないし責任の主体とした本法の立法趣旨⁴からしても、構成要件修正説を採らなければ従業者を処罰することはできないと解されるので、本分担研究報告書でも、構成要件修正説の立場を取ることにする。

ここで、労働安全衛生法中事業者を名宛人とする義務規定違反に係る処罰対象について、事業者が法人の場合と個人の場合に分けて整理すると、次表のようになる（もちろん、両罰規定の適用において事業者に過失が無い場合など、この表が妥当しない場合もあり得る。）。

事業者の区分	実行行為者	処罰対象	
		各本条	両罰規定
法人の場合	従業者		従業者及び事業者
個人の場合	事業主	事業主	
	従業者		従業者及び事業者

この表が示すように、個人事業主自ら実行行為をした場合を除き、罰則適用には両罰規定による構成要件の修正が不可欠である（実行行為者が従業者の場合、事業者を名宛人とする各本条のみでは従業者を処罰できない）。

以上のように、本法は、事業者を名宛人とする行政取締法規であっても、その違反行為の実行行為者であれば労働者も処罰の対象とする体系となっており、実際、法人の代表者、個人事業経営主などが自ら安全

衛生管理を行っているような小規模の事業者を除けば、労働者が実行行為者となる場合が少なくない。

しかし、事業者を名宛人とする規定については、両罰規定を適用する場合にも、すべての従業者を対象としているとは到底解されず、同規定の実行行為者となるには、事業の代表者から当該義務の履行を委任され、また当該義務の履行に一定の権限を必要とするものについてはその権限が事業の代表者から授与されていることを要すると解され、全ての労働者が行為者となり得る訳ではない⁶。

1.6.3 両罰規定（労働者を義務主体とする場合で事業者が処罰される場合）

反対に、労働者が（労働者自身に義務を課す）本条違反行為を犯した場合には、両罰規定に基づき事業者（法人又は人）もまた処罰することができるかが問題となる。

この点について、本法違反の刑事責任を研究した元神戸地方検察庁検事正の寺西輝泰は、一例として、事業者には労働者に保護具を着用させる義務を負わせ、一方で労働者に保護具を着用する義務を負わせている規定を挙げ（1.5.3.3 で検討した類型 1 に該当）、「このように事業者の義務と労働者の義務とが裏腹の関係にある場合、法律が裏側に立つ労働者を処罰することにしたのは、当初から両罰規定の適用を考えていなかったと解するのが相当であり、労働者の義務を定めた第 26 条及び第 32 条第 4 項²についての違反行為については、事業

者がその義務を果たしている場合には両罰規定の適用がないと解すべきである」「なお、事業者が自らの義務を果たしていないときは、本来の各本条の規定違反で事業者は処罰されることになるし、事業者が労働者の違反行為を見落とすなどしていた場合は両罰規定を適用しなくても、後に述べるように過失による各本条違反として事業者の責任を追及することが可能である。」としている⁷。本条ではそもそも事業者と労働者の義務が裏腹の関係にあるから、この見解によると、本条に両罰規定を適用する余地がないことになる。

しかし、実務上は、本条違反について労働者とともに両罰規定で法人も送検した例がある（1.13 参照）。

個別事件にかかる憶測は厳に慎むべきだが、以下、本条に対する両罰規定の適用の可能性について、労働安全衛生規則第 151 条の 11 を例にとって思考実験を試みる。

労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）

（運転位置から離れる場合の措置）

第一百五十一条の十一 事業者は、車両系荷役運搬機械等の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。

一 フォーク、シヨベル等の荷役装置を

30 条や、建設物等を関係請負人の労働者に使用させる建設業元方事業者等にリスク情報の提供等の措置を求めた法第 31 条により各事業者によって講じられる措置に対応して、労働者に必要な事項の遵守等を義務づけた規定。その後のナンバリング改正で、現在は第 6 項に移動している。

² 同じ場所で行われる作業につき、特定元方事業者に統括安全衛生管理を求めた法第

最低降下位置に置くこと。

二 原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の車両系荷役運搬機械等の逸走を防止する措置を講ずること。

2 前項の運転者は、車両系荷役運搬機械等の運転位置から離れるときは、同項各号に掲げる措置を講じなければならない。

例えばある労働者が、客先等においてひとりでフォークリフトを運転する業務をしている時に、ブレーキを確実にかけないで運転位置から離れたとする。このとき、事業者（ないし事業者からフォークリフトの運転に係る安全管理の受任を受けた責任者）は、当該労働者が当該フォークリフトを運転する事実ないしブレーキを確実にかけないで運転位置から離れるという事実を知りえないだろう。この場合、事業者を名宛人とする同条第1項の違反行為（これは故意犯である。）には故意（当該労働者がそもそもブレーキを確実にかけないで運転位置から降りたという認識）が無いから犯罪は成立しない。他方で、この場合に同条第2項違反は成立しうるかということが問題になる。1.5.3では、事業者が必要な措置を講じていなければ労働者に本条の義務は生じないと論じたが、しかしながら、これは事業者が労働者を常に監視しなければならないということを意味せず、例えば、事業者が労働者に対して雇入教育時等にフォークリフトのブレーキの徹底等について指導をしていたにもかかわらず労働者がブレーキを確実にかけなかったという場合には、同条第2項違反は成立しうるだろう。

では、この場合の両罰規定の適用はどう

なるのだろうか。事業者は、雇入教育時等にブレーキの徹底等を教育していたからといって労働者の違反行為に関する監督義務を免れるとまでは言えないから、例えば雇入教育後に何らの指導監督もしていない場合は、同条第2項に係る両罰規定で事業者の犯罪が成立しうるのではないだろうか⁸。

換言すれば、本条の規定する労働者の義務を生じさせるために事業者が先行的に行うべき措置と両罰規定における事業者の免責のために事業者が行うべき措置とは、その内容を異にし、前者として十分な措置をしていたからといって後者の措置をなしたことはならない場合もあるということである。

このように、ある危害を防止する規定において事業者と労働者の義務は裏腹にあるとは言っても、ある特殊な事実に本法を適用する場合には、本条違反に対する両罰規定の適用の余地があるということができ、事実、事実の詳細は明らかではないが、罰則適用において実際にそのような運用（1.13参照）がなされているところである。

1.6.4 罰則適用上の義務主体としての労働者と事業者との相違

本法は、名宛人が事業者であっても労働者であっても、いずれにせよ両罰規定が適用されればその違反行為に関して双方が処罰されうる仕組みになっていることから、事業者を名宛人とする規定と労働者を名宛人とする規定とは実質的に同じではないかという疑問が生ずる。

しかし、労働者を名宛人とする規定は、労働者であれば問答無用で適用されるのに対し、事業者を名宛人とする規定で労働者に義務が生ずるのは、事業者から当該労働

者に対して安全衛生管理に関する義務と権限が特別に付与されている場合のみである（1.6.2 参照）という点で異なる。

第 27 条の規定により本条に係る省令制定を行う際は、本条中の「事業者が…講ずる措置に応じて、」という規定により、労働者に課される義務が事業者の講ずる措置に応じたものでなければならぬと解されるので、委任省令で規定される労働者の義務が、事業者の措置義務に応じたものでなければならず、実際、そのような省令制定・改正が行われている（1.5.3 参照）。

また、本条の実際の適用場面においても、本条中の「事業者が…講ずる措置に応じて、」という規定により、事業者が一定の措置を実際に講じたのでなければ労働者に本条の義務は生じないと考えられる。

1.6.5 罰則の比較

本法第 20 条から第 25 条まで又は第 25 条の 2 第 1 項に違反した者（事業者の従業者）は 6 箇月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処すこととされているのに対して、本条に違反した者（労働者）は 50 万円以下の罰金に処すこととされ、本条違反の法定刑は罰金刑のみとなっている。

1.7 本条で労働者を義務主体とする技術上の意義

危害防止措置は、もしも可能ならば、全て危険を伴う業務への従事を労働者に命じ、かつ事業利益の帰属主体である事業者、あるいは産業の上流において危険源たる機械又は有害物を生み出す製造業者等の責任で行うべきといえよう。また、事業者を義務主体とする場合であっても、組織的な安全衛生管理の体制を構成する労働者には、両罰規定上の行為者としての義務も生ずる。

それにもかかわらず、わざわざ本法の保護対象そのものである労働者の個人責任を問う本条の規定は、どのように正当化されるのであろうか。

ここでは、労働者（組織的な安全衛生管理の体制を構成する労働者以外の労働者を含む。）の協力を得ることなく危険又は健康障害を防止する、あるいは各危険源に係るリスクを許容可能なレベルまでに低減することはできるかという技術的な命題から、本条の意義を検討することとする。

まず 1 個の機械を考えてみると、製造者ないし事業者によって当該機械のもつ全ての危険箇所には本質安全化が行われれば、その時点でリスクは許容可能なレベルに低減されており、かつ、本質安全化による保護方策は容易に無効化することができないため、理論的に考えれば、労働者に義務を課す必要はないといえる。しかし、危険源に安全防护による保護方策が採られた場合には、当該機械を取り扱う末端の労働者が安全防护を無効化する可能性が存在するので、労働者にみだりに安全防护を無効化することを禁ずる必要が生じる。これが労働安全衛生規則第 29 条である（同条については 1.12 も参照）。もちろん、現実的には、労働者が本質安全設計方策を無効化することはあり得る。例えば、安全機構の改造、有害物の無許可使用（ただし、有害物の無許可使用は新たな危険源の創出としても整理できる。）などが考えられる。しかし、同条の「安全装置等」（同令第 28 条で「法及びこれに基づく命令により設けた安全装置、覆い、囲い等」と定義されている。）を安全防护と解釈した場合、労働者による本質安全設計方策の無効化又は新たな危険

源の創出を規制する省令はまだないと思われる。

また、安全防護は、やむを得ず無効化せざるを得ない場合があり、例えば機械の掃除等の作業を行う時に、インターロックのないガード等を取り外して危険箇所をむき出しにする等の場合である。これについては、事業者は掃除等の作業を適切な作業方法（作業手順）により行う必要があるが、その場合には労働者が当該作業方法から逸脱することを禁止する必要があるが生じる。これが労働安全衛生規則第 108 条第 4 項等である。

さらに、作業方法の徹底によってもまだ安全とはいえない場合には、事業者は労働者に保護帽等の個人用保護具を着用させることとなるが、事業者が労働者に保護具の着用を監視・強制することには技術上自ずと限界があるから、労働者にもこの着用義務を課す必要があるが生じることがある。これが労働安全衛生規則第 151 条の 52 第 2 項等である。

以上の例から既に自明であろうが、事業者が労働者、ひいては人間の作業行動を直接又は間接に規制することには限界があるといえる。「作業行動」とは、本法第 24 条で使用されている語であり、本研究協力者は「不安全行動」（労働者本人または関係者の安全を阻害する可能性のある行動を意図的に行う行為⁹⁾）と同じ意味合いか、あるいはこれに加えて「ヒューマンエラー」（意図しない結果を生じる人間の行為¹⁰⁾）をも含む概念と考えており、これらには安全防護を無効化する行為や、事業者が設定した作業方法から逸脱する行為も含まれる。

本質安全化された機械については原則として労働者の作業行動如何でリスクが増減しないが、安全防護以下の保護方策による機械については労働者の作業行動がリスクを大きく左右するため労働者に対する規制が必要になると言うことができるだろう。

この最も典型的な例が、車両系機械（フォークリフト、貨物自動車、ドラグショベル等）である。車両系機械は、堅固で重い物体が自由に移動することのできる機械であるから、常に人間を轢く危険性がつきまとい、本質的に言って、運転操作については管理的対策による保護方策がウエイトを占めざるを得ないが（ただし近年は機能安全などでこの状況が改善されつつあるが）、運転操作は運転者（その多くは労働者であろう）が直接行うことから作業行動が安全性に直結する。このような事情から、1.5.3.2 で明らかなように本条の規定に基づき多くの「運転者」規制が行われている（なお、運転者規制は道路交通法においてより体系的かつ明確に現れていると言えるだろう。）。

また、車両系機械の場合は危害が他人に及ぶことから、罰則付きで義務を課すことに合理性を与えていると言えるだろう。

ここで問題となるのは、労働者に対し、作業行動ではなく、作業方法の設定（例えば本質安全設計以外の作業計画の作成等を行い、作業方法の遵守はこれに含まれない。）、安全防護又は本質安全設計を行う義務を課せるかということであるが、事業者が事業を統括し、事業者による事業の利益が帰属することを考えれば、組織的に実施し、ないし費用が生じる事項である作業方法の設定、安全防護又は本質安全設計による保

護方策は、事業者だけに行わせるべきであり、例え事業者にもこれらの義務を課した上であっても、労働者をこれらの義務主体とするべきではないだろう。しかし、この場合にも、労働者に対し、当該作業方法を遵守し、安全防护及び本質安全設計を無効化しない義務を課すことは妨げられないだろう。

1.8 災害補償及び労働者災害補償保険による保険給付等

労働基準法では、次のとおり、業務上災害であっても、労働者に重大な過失がある場合には、使用者による災害補償義務のうち、休業補償及び障害補償については免責することを定めている。

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）

（休業補償及び障害補償の例外）

第七十八条 労働者が重大な過失によつて業務上負傷し、又は疾病にかかり、且つ使用者がその過失について行政官庁の認定を受けた場合においては、休業補償又は障害補償を行わなくてもよい。

ただし、この場合においても、療養補償、遺族補償及び葬祭料は免責されない。

「重大な過失」とは、故意にも比すべき程度の重い過失をいい、労働者がわずかな注意をもってすればその負傷又は疾病の発生することを認識できたにもかかわらず、著しく注意義務を怠ったために、その発生を認識できない場合である¹¹。

また、労働者災害補償保険法でも、次のとおり、労働者の故意等による業務上災害及び通勤災害について、政府は保険給付の全部又は一部を行わないこととしている。

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律

第五十号）

第十二条の二の二 労働者が、故意に負傷、疾病、障害若しくは死亡又はその直接の原因となつた事故を生じさせたときは、政府は、保険給付を行わない。

② 労働者が故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、負傷、疾病、障害若しくは死亡若しくはこれらの原因となつた事故を生じさせ、又は負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、政府は、保険給付の全部又は一部を行わないことができる。

第1項の「故意」とは、自分の行為が一定の結果を生ずべきことを認識し、かつ、この結果を生ずることを認容することをいう。この場合に保険給付をしないのは、業務又は通勤と事故との因果関係が故意によって中断されるという考え方に基づいている。ただし、被災労働者が結果の発生を認容していても業務との因果関係が認められる（≒結果の発生を承知しようといまいと、業務によってその結果が発生していた）事項については、第1項の規定の適用はない¹²。

第2項の「故意の犯罪行為」とは、事故の発生を意図した故意はないが、その原因となる犯罪行為が故意によるものである（*重大な交通犯罪による交通労災など）。故意の犯罪行為又は重大な過失に当たるものとしては、事故発生の直接の原因となつた行為が、法令上の危害防止に関する規定で罰則の付されているものに違反すると認められる場合であるとして行政上取り扱われている¹²。

1.9 民事上の労働者の過失（使用者、製造者）

（未了）

1.10 関連規定

1.10.1 労働者の義務規定

本法では、まず第1章（総則）第4条で労働者の責務が訓示的に規定されている。

第四条 労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。

この「関係者」には、国、地方公共団体、労働災害防止団体、労働組合等その労働者に係る労働災害を防止するために活動している者すべてが含まれる¹³。

本法では、このほか、次表のとおり、請負制に係る特別規制、労働者の健康管理等並びに特別安全衛生改善計画及び安全衛生改善計画について労働者の義務を定めている。

条項	規定内容の概要
第29条第3項	元方事業者は、関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、労働安全衛生法又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行わなければならないが、この指示を受けたその労働者は、 <u>当該指示に従わなければならないこと。</u>
第32条第6項	第30条から第31条の2までの規定に基づき特定元方事業者等又は注文者により講ぜられる措置及び当該措置に応じて請負人により講ぜられる措置に応じ

	<u>て、労働者は、必要な事項を守らなければならないこと。</u> (違反者は、50万円以下の罰金)
第32条第7項	労働者は、特定元方事業者等若しくは注文者又は請負人が、第30条から第31条の2まで又は第32条第1項から第3項までの規定に基づく措置の実施を確保するためにする指示に従わなければならないこと。
第66条第5項	労働者は、 <u>健康診断を受けなければならないこと。</u> ただし、事業者の指定した医師又は歯科医師が行なう健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師又は歯科医師の行なうこれらの規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでないこと。
第66条の7第2項	労働者は、通知された <u>健康診断の結果及び一般健康診断の結果に基づく保健指導を利用して、その健康の保持に努めるもの</u> とすること。
第66条の8第2項	労働者は、 <u>長時間労働に係る面接指導を受けなければならないこと。</u> ただし、事業者の指定した医師が行う面接指導を受けることを希望しない場合において、他の医師の行う面接指導を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでないこと。
第69	労働者は、事業者が講ずる健康

条第2項	教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を利用して、その健康の保持増進に努めるものとする。
第78条第3項	労働者は、特別安全衛生改善計画を守らなければならないこと。
第79条第2項	労働者は、安全衛生改善計画を守らなければならないこと。

第98条第2項	労働基準監督機関は、事業者、注文者、機械等貸与者又は建築物貸与者に対して使用停止等命令を発出した場合に、必要な事項を労働者に命ずることができること。
第99条第2項	労働基準監督機関は、事業者に対し緊急措置命令を発出した場合に、必要な事項を労働者に命ずることができること。

この命令に違反した労働者は、50万円以下の罰金に処せられる。

1.5.2 でも述べたとおり、第26条は、事業者の一般的危害防止基準を定める第20条から第25条の2までの規定のみに係るものである。仮に、本法を改正して特別の事項について別途事業者の講ずべき措置を規定した場合には、当該特別の事項についてもまた別途労働者の義務を規定しなければ、労働者に義務を課すことはできない。

第35条及び第5章（機械等や危険有害物の製造流通規制）も危害防止のための規定群ではあるが、労働者の義務について明記した規定は設けられていない。それは、これらの規定が、定期自主検査及び化学物質のリスクアセスメント等に関するものを除き、何人にも適用されることから、労働者に対する義務を特に規定する必要がないからであろう。

1.10.2 労働者に対する使用停止命令等

次表のとおり、具体的危険に際し、労働基準監督機関が事業者等に労働災害の防止のため必要な命じた場合に、労働者にも作業停止、建築物等の使用停止等命令又は緊急措置命令を発出することができる。

条項	規定内容の概要
----	---------

1.10.3 何人にも適用される規定

このほか、第61条では、次のとおり、就業制限業務に係る無資格就業を禁止しているが、ここでは第1項の事業者責任に加え、第2項ではこの責任を何人にも適用させる意味で名宛人を「前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者」まで拡張し、労働者はもちろん個人事業主等を含むような規定としている。

（就業制限）	
第六十一条	事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。
2	前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行なってはならない。
3	略

1.10.4 その他の法令

労働安全（産業安全）に関係し、名宛人

を事業者、労働者に限定しないものとして、刑法第 117 条（激発物破裂）（過失罪あり）、軽犯罪法第 1 条第 10 号（相当の注意をしないで、銃砲又は火薬類、ボイラーその他の爆発する物を使用し、又はもてあそんだ者）などがある。

1.11 沿革

1.11.1 労働基準法制定以前

鉱山保安分野では、既に、鑛業條例（明治 23 年 9 月 26 日法律第 87 号）に基づく鑛業警察規則（明治 25 年 3 月 16 日農商務省令第 7 号）第 13 条で「安全燈ヲ用キル坑内ニ於テハ鑛夫ハ發火具ヲ携帯スルコトヲ得ス」と規定されていた。

なお、鑛業條例（前同）では、次に示すとおり第 60 条において、鉱業人が予防措置に着手しない場合に鉱山監督署長が鉱夫等を直接指揮して予防を執行することができるという規定を設けていた。

鑛業條例（明治二十三年九月二十六日法律第八十七号）

第五十九條 鑛業上ノ危険ノ虞アリ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ所轄鑛山監督署長ハ鑛業人ニ其ノ豫防ヲ命シ又ハ鑛業ヲ停止スヘシ

所轄鑛山監督署長ニ於テ鑛業ヲ停止セントスルトキハ其ノ猶豫メ難キ場合ヲ除クノ外ハ農商務大臣ノ認可ヲ經ヘシ

第六十條 前條第一項ノ場合ニ於テ鑛業人直ニ其ノ豫防ニ著手セサルトキハ所轄鑛山監督署長ハ鑛業人ヲ使用スル役員及鑛夫ヲ指揮シ其ノ豫防ヲ執行スヘシ

此ノ場合ニ於テ鑛業人ハ其ノ使用スル役員及鑛夫ヲ豫防ノ用ニ供シ且一切ノ費用ヲ負擔スルノ義務アルモノトス

船員分野では、既に船員法（明治 32 年

3 月 7 日法律第 47 号）第 5 章（規律）において船長が船中秩序違反を犯した海員を懲戒する権限のほか、海員が危険物を所持するときにこれを保管又は放棄し、海員が人身又は船舶に危害を及ぼす行為をなそうとするときに当該海員の身体を拘束する権限等が規定されていた。

製造業における安全衛生基準は、工場法施行前は各庁府県令等に委ねられていたが、例えば大阪府の製造場取締規則（明治 29 年 2 月 1 日）第 11 条第 2 項で、機關手（鉄道、船舶、航空機などの交通手段の運転・操縦にあたる職種）、油差火夫（蒸気機関の稼働のためボイラーの火を焚く職種）又は電機手は「常ニ危害ノ豫防ニ注意シ若シ異狀ヲ生シタルトキハ速ニ雇主ニ申告スヘシ」¹⁴（現行労働安全衛生規則第 29 条第 1 項第 4 号に類似の規定あり。）と規定して同令第 17 条で違反者に 2 円以上 10 円以下の罰金に処すこととするなど、労働者に義務を課す規定も設けられていた。

国法では、工場法中改正法律（大正 12 年 3 月 30 日法律第 33 号）により、行政官庁が危害防止等のため必要な事項を工業主に命じた場合において職工又は徒弟にも必要な事項を命じることができるとされた。

また、工場危害豫防及衛生規則（昭和 4 年 6 月 20 日内務省令第 24 号）では第 14 条第 2 項で「職工ハ作業中前項ノ帽子又ハ作業服ヲ着用スルコトヲ要ス」（現行労働安全衛生規則第 110 条第 2 項に相当）、第 19 条で「職工ハ濫リニ危害豫防装置ヲ取外シ又ハ其ノ効力ヲ失ハシムル行為ヲ爲スコトヲ得ズ」（現行労働安全衛生規則第 29 条第 1 項第 1 号に相当）と定める等職工の義務が定められ、罰則も設けられてい

た。

ただし、工場法の「職工」とは労働基準法の労働者と異なり、工場の主要業務（製造業務等）又はその補助業務に従事していれば、工場主と雇用関係にあることは必要とされていなかった。即ち、職工には例えば請負人の労働者や労働者供給者から供給された労働者も含まれると解されていた¹⁵。これは工場法が労働法というよりも寧ろ工場という「場」に対する法令であったからであろう。この考え方は現代の鉱山保安法の鉱山労働者の概念についても同様である（1.14.1 参照）。なお、工場法と鉱山保安法で、労働安全衛生のみならず公益保護規定（例：「鉱害（*鉱業活動による地域への公害）の防止のため必要な措置を講じなければならない」（鉱山保安法第8条））を置いているのも、工場や鉱山という場を総合的に規制する法令だからであろう。

1.11.2 労働基準法の制定

戦後制定された労働基準法では、労働者の義務規定が次のように設けられた。

労働基準法（昭和二十二年四月七日法律第四十九号）

第四十四條 労働者は、危害防止のために必要な事項を遵守しなければならない。

本条との大きな違いは、「事業者（使用者）が講ずる措置に応じて」という要件が無い点である。

この規定について、寺本廣作が著書¹⁶の中で次のように解説している。

安全衛生に関する労働者の義務について工場法第十三條第二項は行政官廳は使用者に命じた事項について必要な事項を労働者にも命ずることが出来る旨の規定を設けてゐた。本法制定の過程に於ては安全衛生に

關し労働者が守るべき事項は職場規律の問題として就業規則に定めるのが適當であつて、これに關する罰則の如きも刑罰とせず就業規則中に定める制裁によるべきであるとする意見もあつたが、安全衛生に關する厳格な規定も労働者がこれを遵守しなければその効果は期待し難いので、これを法律に規定することとし義務違反についても刑罰を以て臨むことになつた。（法第二百十條第一號）英國工場法（第一一九條）にも安全衛生に關する労働者の義務を定めた規定がある。鑛業警察規則で安全に關する労働者の義務について（第三十一條、第五十條及び第七十二條）詳細な規定を設けてゐるのは事業の性質上危険性が多いためである。

法第四十四條の規定に基き労働安全衛生規則では一定の用具又は保護具を使用しなければならない義務（第八十七條第二項、第二百二十七條第二項、第二百二十八條第二項、第二百二十九條第二項、第三百三十三條第二項、第三百八十五條、第三百八十七條第二項等）、一定の設備がある場合それ以外のものを使用してはならない義務（第六十三條第三項、第一百一條第二項、第一百二條第二項、第二百一十一條、第二百二十條等）その他特定のことをし、（第七十三條合圖（*合図）を守る義務、第一百二條墜落防止方法を行ふこと等）又は特定のことをしてはならないこと、（第二百一十一條第二項高所からの物體落下、第三百十條第二項機械作業中の手袋使用、第四百十條第三項火氣の使用、又は火花を發する行爲、第九十二條設備の取り外し又は效力毀損等）等を規定した。

1.11.3 沖繩法令

戦後、アメリカ合衆国の統治下にあった

沖縄では、昭和 28 年 9 月 1 日に労働基準法（1953 年立法第 44 号）が公布され、同年 10 月 1 日から施行されたが、この際、本土の労働基準法と同様、労働者の危害防止義務が規定された。

労働基準法（一九五三年九月一日立法第四十四号）

第五章 安全及び衛生

第四十五条 労働者は、危害防止ため必要な事項を遵守しなければならない。

沖縄は、労働安全衛生法公布目前の昭和 47 年 5 月 15 日に本土に復帰し、本土の法令が適用されるようになっている。

1.11.4 労働安全衛生法の制定

労働安全衛生法の制定時においては、本条は次のような規定であった。

第二十六条 労働者は、事業者が第二十条から前条までの規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

この時、前条とは第 25 条を指していた。

本条はこれまで一度だけ改正されており、すなわち労働安全衛生法の一部を改正する法律（昭和 55 年法律第 78 号）により救護の安全に関する措置を定める第 25 条の 2 が追加されたのに伴い「前条まで」が「第二十五条まで及び前条第一項」と改められ、この改正は労働安全衛生法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（昭和 55 年政令第 296 号）により昭和 56 年 6 月 1 日から施行された。

1.12 国際労働基準との関係

1929 年 6 月 21 日、第 12 回国際労働総会において産業災害の予防に関する勧告（第 31 号）が採択された（2021 年撤回）。この勧告では、次のとおり、労働者に対し

ても災害予防に関する事項を義務付けることを勧告していた。

Prevention of Industrial Accidents

Recommendation, 1929 (No. 31)

III

11. In view of the fact that the workers, by their conduct in the factory, can and should contribute to a large extent to the success of protective measures, the State should use its influence to secure (a) that employers should do all in their power to improve the education of their workers in regard to the prevention of accidents, and (b) that the workers' organisations should by using their influence with their members cooperate in this work.

16. It should be provided by law that it is the duty of the employer to equip and manage his undertaking in such a way that the workers are adequately protected, regard being had to the nature of the undertaking and the state of technical progress, as well as to see that the workers in his employment are instructed as to the dangers, if any, of their occupation and in the measures to be covered by them in order to avoid accidents.

19. In view of the importance of the conduct of the worker in connection with accident prevention, the law should provide that it is the duty of the worker to comply with the statutory requirements on accident prevention and particularly to refrain from removing safety devices without

permission and to use them properly.

また、機械の防護に関する条約（第 119 号，昭和 48 年 7 月 31 日批准書寄託，昭和 48 年 8 月 10 日公布及び告示，昭和 49 年 7 月 31 日日本について効力発生）¹⁷では、次のとおり、労働者等による防護措置の無効化の禁止等について規定している。

機械の防護に関する条約（第 119 号）

第 十 一 条

- 1 労働者は、防護装置が所定の位置にない機械を使用してはならず、また、労働者に対し、防護装置が所定の位置にない機械を使用することを要求してはならない。
- 2 労働者は、その使用する機械の防護装置の機能を失わせてはならず、また、いかなる者も、労働者によつて使用される機械の防護装置の機能を失わせてはならない。

この規定については、労働安全衛生規則第 29 条が国内担保法となっている。

また、石綿の使用における安全に関する条約（第 162 号，平成 17 年 8 月 11 日日本で公布，平成 18 年 8 月 11 日日本で効力発生¹⁸）では、石綿に関する労働者による安全衛生手続の遵守義務が規定されている。

石綿の使用における安全に関する条約（第 162 号）

第 七 条

労働者は、その責任の範囲内において、業務上の石綿への曝露による健康に対する危険の防止及び管理並びにこの危険からの保護に関して定められた安全及び衛生についての手続に従わなければならない。

また、日本が批准していない条約では、建設業における安全及び健康に関する条約

（第 167 号）において、保護具の使用等の義務が規定されている。

建設業における安全及び健康に関する条約（第 167 号）

第 三 十 条

個人用保護具及び保護衣

- 1 事故又は健康障害の危険（有害な状態にさらされることを含む。）に対する十分な保護を他の措置により確保することができない場合には、使用者は、作業及び危険の種類を考慮して、国内法令に定めるところに従い労働者に無料で適切な個人用保護具及び保護衣を提供し、維持する。
- 2 使用者は、労働者が個人用保護具を使用することができるように適当な手段を提供し、その適切な使用を確保する。
- 3 保護具及び保護衣は、権限のある機関ができる限り人間工学的原理を考慮して定める基準に適合したものとする。
- 4 労働者は、自己の使用に提供された個人用保護具及び保護衣を適切に使用すること及び適切に手入れをすることを求められる。

1.13 運用（適用）

本法中大半の条文に言えることであるが、本条は、守られていれば法的問題として表出してこない。

しかし、本条の委任省令では、各種機械の安全カバーの無効化の禁止や、荷をつつたままクレーンの運転位置から離れてはいけないなど、身近で適用場面に富むものも多いという意味では、広く適用され運用されているといえることができる。

他方で、本条違反の行為が発生した場合には、労働基準監督機関による行政措置がなされたり、罰則適用等が試みられたりし、

一般に報道されることがある。

最近では、令和 2 年、建設資材レンタル業を営む会社 X の労働者 X'が、フォークリフトの運転位置を離れる際、フォークを最低降下位置に置かず、エンジンを切らなかった疑いで、両罰規定により所属会社 X とともに送検され、それぞれ罰金刑が確定した事例がある¹⁹。この違反に関連し、同社社内で積荷の建設資材を運搬しに来た他社 Y の労働者 Y'が、労働者 X'の運転していたフォークリフトのフォークとトラックの荷台の間に挟まれて死亡した²⁰。

1.14 鉱山保安及び船員

1.14.1 鉱山保安

本法（第 2 章を除く）は、鉱山保安法による鉱山における保安については、適用されず、その代わりに鉱山保安法が適用される。

鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）
（用語の意義）
第二条 略
2 略
3 この法律において「鉱山労働者」とは、鉱山において鉱業に従事する者をいう。
4 略
（鉱山労働者の義務）
第九条 鉱山労働者は、鉱山においては、経済産業省令の定めるところにより、鉱業権者が講ずる措置に応じて、鉱山における人に対する危害の防止及び施設の保全のため必要な事項を守らなければならない。

経済産業省による鉱山保安法の逐条解説では、「鉱山労働者」とは、鉱山において鉱業に従事する者をいい、基本的に鉱業権

者及び鉱業代理人はこれに含まれないが、いわゆる請負鉱山労働者はこれに含まれる²¹。したがって労働法上の労働者とは定義を異にするので注意を要する。また、「「鉱業権者が講ずる措置に応じて」としているのは、保安のための措置を鉱業権者が講じた上で、これを鉱山労働者に遵守させるのが本来的なものであって、鉱山労働者が遵守すべき事項を鉱業権者の講ずる保安上の措置と無関係に設けることが適当とは考えられないことから、これを確認するために設けたものである。」と解説されている。

1.14.2 船員

船員の安全及び衛生に関する事項を定める船員法（昭和 22 年法律第 100 号）においては、次のとおり、船員の義務を定めている。

船員法（昭和二十二年法律第百号）
（沈没等に因る雇入契約の終了）
第三十九条 船舶が左の各号の一に該当する場合には、雇入契約は、終了する。
一 沈没又は滅失したとき。
二 全く運航に堪えなくなつたとき。
② 略
③ 第一項の規定により雇入契約が終了したときでも、船員は、人命、船舶又は積荷の応急救助のために必要な作業に従事しなければならない。
（安全及び衛生）
第八十一条 略
②・③ 略
④ 船員は、船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し国土交通省令の定める事項を遵守しなければならない。

これらの規定については罰則（船員法第

128 条及び第 128 条の 3) があるが、両罰規定の構成要件には含まれていない（同法第 135 条第 1 項）。

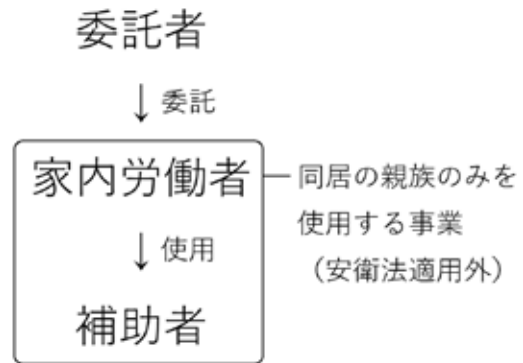
1.15 家内労働法

家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）
 第四章 安全及び衛生
 （安全及び衛生に関する措置）
 第十七条 委託者は、委託に係る業務に関し、機械、器具その他の設備又は原材料その他の物品を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供するときは、これらによる危害を防止するため、厚生労働省令で定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。
 2 家内労働者は、機械、器具その他の設備若しくは原材料その他の物品又はガス、蒸気、粉じん等による危害を防止するため、厚生労働省令で定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。
 3 補助者は、前項に規定する危害を防止するため、厚生労働省令で定める事項を守らなければならない。

家内労働法では、委託者と家内労働者との間に労働関係に無いが、労働関係に準じた委託関係にある。

また、家内労働者は、補助者（家内労働者の同居の親族であつて、当該家内労働者の従事する業務を補助する者（家内労働法第 2 条第 4 項））を使用する場合があるが、家内労働者の定義上、委託者から委託を受けた業務について同居の親族以外の者を使用しないことを常態としている（家内労働法第 2 条第 2 項）。

これを纏めると、家内労働法における委託・使用関係は次の図のようになる。



家内労働法第 17 条は、第 1 項で委託者の義務を規定し、第 2 項で家内労働者の義務を規定し、第 3 項で補助者の義務を規定している。家内労働者は、この第 2 項で保護対象としての自己管理義務を課されると同時に、補助者に対する安全衛生上の義務も課されている点が特徴的である。

補助者を使用する家内労働者の事業は、常態としては同居の親族のみを使用する事業に該当することから、労働安全衛生法第 2 条（第 2 号）の規定により原則として労働安全衛生法の適用が除外されるものと思われるが、その代わり、家内労働法の適用を受ける同居の親族のみを使用する事業に使用される労働者（＝補助者）については、家内労働法で若干の保護を図ることとなっている。

1.16 外国の事情

英国においては…（未了）

1974 年労働安全衛生法
 （就労中の従業員の一般的な義務）
 第七条 就労中の全ての従業員は、以下の義務を負うものとする。即ち、
 (a) 自らの行為、又は職務上の怠慢によって影響を受ける他の人物及び自分自身の安全衛生に妥当な注意を払うこと。
 (b) 関連法規定のいずれかによって、あ

るいはその下でその事業者あるいは他の人物に課せられる何らかの義務又は要件について、こうした義務又は要件の遂行、あるいは遵守に必要な範囲でこうした人物に協力すること。

（未了）

2 第 27 条

2.1 条文

第二十七条 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

2 前項の厚生労働省令を定めるに当たっては、公害（環境基本法（平成五年法律第九十一号）第二条第三項に規定する公害をいう。）その他一般公衆の災害で、労働災害と密接に関連するものの防止に関する法令の趣旨に反しないように配慮しなければならない。

2.2 内容及び趣旨

本条第 1 項は、本法第 20 条から第 25 条まで及び第 25 条の 2 第 1 項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項を、厚生労働省令で定めることとしたものである。

また、第 2 項は、第 1 項の厚生労働省令を定めるに当たっては、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 2 条第 3 項に規定する公害のほか、その他一般公衆の災害で、労働災害と密接に関連するものの防止に関する法令の趣旨に反しないように配慮しなければならないことを定めたものである。

2.3 条文解釈

2.3.1 「事業者」及び「労働者」

これらは本法第 2 条で定義されているとおりである。

2.3.2 「第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置」

第 20 条から第 25 条まで及び第 25 条の

2 第 1 項（特に、第 20 条から第 24 条まで）の規定は、本法の中核となる規定群である。即ち、この規定群は、その名宛人を本法の主たる名宛人である事業者とし、その防止すべき危険又は健康障害の範囲は最も包括的（広範囲）であり、そして、それらの防止措置については何ら具体的に定められていない点で最も一般的と言える。

2.3.3 「前条の規定により労働者が守らなければならない事項」

第 20 条から第 25 条まで及び第 25 条の 2 第 1 項の規定に対応する労働者の義務については、危険源等の区分に関わらず第 26 条に一括されている。

2.3.4 「厚生労働省令」

2.3.4.1 概論及び沿革

一般に、省令とは、国家行政組織法第 12 条第 1 項の規定に基づき、各省大臣が、主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、それぞれその機関の命令として発するものであり、厚生労働大臣が発するものを厚生労働省令という。省令は、その形式的効力において、法律及び政令に劣る。

政令は内閣法制局審査及び各省協議を経て閣議決定を要するが、省令はそれらを要せず、比較的迅速な制定・改廃を行うことができる。また、重要事項については後述のとおり労働政策審議会に諮問するほか、パブリックコメントを募る場合もある。

労働基準法には次のような規定があるため、同法で安全衛生基準を定めていた時代においては、旧労働安全衛生規則（昭和 22 年 10 月 31 日労働省令第 9 号）を初めとする命令の制定に際して、三者構成の公

聴会を開催して意見聴取を行う必要があった。

労働基準法（昭和二十二年四月七日法律第四十九号）

（命令の制定）

第百十三条 この法律に基いて発する命令は、その草案について、公聴会で労働者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を代表する者の意見を聴いて、これを制定する。

この規定に関しては、法制執務研究会（2010年）『新訂ワークブック法制執務』（p.51）において「特別の事情があって、制令等に対し、ある程度広い範囲で法律事項を委任しなければならないような場合には、その規定の内容が行政機関の恣意にわたることのないように、（中略）その制定前にあらかじめ学識経験者などで組織する特定の審議会等の意見を聴くべきものとされることもある。」の例として掲げられている。

また、労働安全衛生法による改正前の労働災害防止団体等に関する法律（昭和39年6月29日法律第118号、現=労働災害防止団体法）においても、次のように中央労働基準審議会からの意見聴取義務が課されていた。

労働災害防止団体等に関する法律（昭和三十九年六月二十九日法律第百十八号）

（省令の制定）

第六十七条 労働大臣は、この章の規定に基づく労働省令を制定しようとするときは、中央労働基準審議会の意見を聞かなければならない。

労働安全衛生法には、命令制定に際して公聴会での意見聴取規定はなく、審議会の

意見聴取規定についても労働災害防止計画の策定及び変更に係るものを除いて設けられなかった。

しかし、労働政策に関する重要事項については労働政策審議会が調査審議を行い厚生労働大臣等に意見を述べることとなりおり²²、重要な省令の制定等についてはそこで調査審議が行われている。

我が国は、職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約（第187号、平成19年7月24日批准登録、平成21年2月20日効力発生）を批准しているが、同条約第4条では「加盟国は、最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で、職業上の安全及び健康に関する国内制度を定め、維持し、漸進的に発展させ、及び定期的に検討する」こととされており、この国内制度には、「職業上の安全及び健康に関する法令（適当な場合には労働協約）及び他の関連文書」が含まれる。

ただし、例えば労働安全衛生規則第29条は機械の防護に関する条約第11条の国内担保法となっているが、このように批准している条約の国内担保法の改廃については、当然ながら、条約の規定と矛盾しないように行われなければならないだろう。なお、同条約第2部（第2条～第5条）は本法第43条、船舶に依り運送せらるる重包装貨物の重量標示に関する条約（第27号）は本法第35条、燐寸製造ニ於ケル黄燐使用ノ禁止ニ関スル千九百六年ベルヌ国際条約は本法第55条等により実施されるなど、命令に委任せず、又は法律でより具体的に規定されている条約の規定もある。

2.3.4.2 再委任

本条は「厚生労働省令で定める」と規定

しているが、告示への再委任（有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）第 16 条の 2 から有機溶剤中毒予防規則第十六条の二の規定に基づく厚生労働大臣が定める構造及び性能（平成 9 年労働省告示第 21 号）への委任など）、厚生労働省労働基準局長が定める規格への再々委任（研削盤等構造規格（昭和 46 年労働省告示第 8 号）第 9 条第 2 項など）もある。

また、日本産業規格（JIS）への再委任がなされる場合もあるが（クレーン構造規格（平成 7 年労働省告示第 134 号）第 25 条第 2 項第 6 号から JIS C8201-4-1 への委任など）、著作権が設定されており法令周知上の問題がある。

なお、法令文では性能要件として規定し、通達例規において JIS 等が例示される場合もある。例えば、ボイラー構造規格（平成 15 年厚生労働省告示第 197 号）第 1 条第 1 項では鋼製ボイラーの主要材料について「鉄鋼材料又は非鉄金属材料であって、最高使用圧力及び使用温度に応じ、当該材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械的性質を有するものでなければならない」と規定されているが、同告示の施行通達である平成 15 年 4 月 30 日付け基発第 0430004 号「ボイラー構造規格及び圧力容器構造規格の全部改正について」において同項に適合する主要材料として JIS G3101（一般構造用圧延鋼材）等が例示されている。

2.3.4.3 関係厚生労働省令

本条に基づく危害防止基準を定める省令は、次の 15 省令である。ただし、これらの省令中には本法中の本条以外の条項を根拠条文とするもの含まれている。

労働安全衛生規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 32 号）
 ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 33 号）
 クレーン等安全規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 34 号）
 ゴンドラ安全規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 35 号）
 有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 36 号）
 鉛中毒予防規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 37 号）
 四アルキル鉛中毒予防規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 38 号）
 特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 39 号）
 高気圧作業安全衛生規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 40 号）
 電離放射線障害防止規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 41 号）
 酸素欠乏症等防止規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 42 号）
 事務所衛生基準規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 43 号）
 粉じん障害防止規則（昭和 54 年 4 月 25 日労働省令第 18 号）
 石綿障害予防規則（平成 17 年 2 月 24 日厚生労働省令第 21 号）
 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成 23 年 12 月 22 日厚生労働省令第 152 号）

2.3.5 「公害（環境基本法（平成五年法律第九十一号）第二条第三項に規定する公害をいう。）」

「公害」とは、本条中で定義されているとおりであり、これはいわゆる典型七公害

を意味する。

環境基本法（平成五年法律第九十一号）
 （定義）
 第二条 この法律において「環境への負荷」とは、（略）
 2 この法律において「地球環境保全」とは、（略）
 3 この法律において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。第二十一条第一項第一号において同じ。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

公害関係法令としては、工業用水法（昭和31年法律第146号）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）のほか多数存在する（添付資料

図1（環境関係法令の体系参照）。

この部分の趣旨は、本法の施行通達で次のように解説されている。

発基第91号
 昭和47年9月18日
 労働安全衛生法の施行について
 記

第3 概要

4 労働者の危険または健康障害を防止するための措置(第4章関係)

(1) 労働災害を防止するための一般的規制

ハ 労働災害防止のための基準と公害防止の技術基準とは、原則としてその対象を異にするものである。

しかしながら、労働災害と公害、公衆災害で労働災害と密接に関連するものとは、その発生源がいずれも工場、事業場であり、職場内部の危害防止のために定められた基準のうちには、公害等の防止にも資するものがあり、そのようなものについては、公害等の防止基準を勘案して定められねばならないものとされたところであること。

本条により発せられる命令で公害防止に寄与するものとしては、特定化学物質障害予防規則第3章（用後処理）²³、鉛障害予防規則第26条（除じん装置）²⁴などがある。例えば、このうち特定化学物質障害予防規則第12条は「事業者は、アルキル水銀化合物を含有する残さい物については、除毒した後でなければ、廃棄してはならない。」というものであり、これは水俣病として知られたメチル水銀中毒を予防するための規定でもある。

2.3.6 「その他一般公衆の災害で、労働災害と密接に関連するものの防止に関する法令」

この「法令」には、火災の予防等を定める消防法（昭和23年法律第186号）、鉱害の防止を定める鉱山保安法（昭和24年法律第70号）、建築物の敷地、構造、設

備及び用途に関する最低の基準を定める建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、核原料物質等による災害の防止等について定める核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）、道路における危険の防止等について定める道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）など、無数に存在する。

また、法令には、国法のみならず条例や地方公共団体の長が制定する規則も含まれるであろう。

なお、一つの災害、事故又は危険な行為が、複数の法令に違反することがある。これについては、2.15 で述べることとする。

2.3.7 「配慮しなければならぬ」

「配慮」とは、辞書によると「心をくばること。心づかい。」²⁵を意味するものとされるが、これは本条に基づく省令の制定改廃に際して厚生労働省内において他の法令に配慮を行うことを意味する。これは「調整」等と異なり、他省庁等との協議は当然には必要としないものである²⁶。

なお、「協議」に関して言えば、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 53 条の 8において、保健所長が事業者に対して事業者が指定する結核健康診断の期日等について指示を行う場合には、予め所轄労働基準監督署長と協議をしなければならないと規定している。

2.4 沿革

2.4.1 労働基準法までの省令委任と公益保護規定

日本最古の安全衛生法制は鉱山保安分野から生まれたが、そこでは安全衛生と公害予防が一つの法律に規定されていた。

これは、鉱業関係法令が労働法としての性格を内包しつつも鉱業の持続的運営を支える総合的な性格を持っていたことによるということができ、それは現在の鉱山保安法でも同様である。

日本坑法（明治 6 年 7 月 20 日第 259 号布告）は通洞の崩壊防止規定を置いており日本最古の災害予防規定といわれるが、その後の改正（明治 23 年 7 月 30 日法律第 55 号）により、試掘又は採製の事業が公益を害する場合には、農商務大臣は借区許可出願を拒否し又は既に与えた許可を取消することができることとされた。

また、鑛業條例（明治 23 年 9 月 26 日法律第 87 号、明治 25 年 6 月 1 日施行、施行と同時に日本坑法廃止）では、次のように、初めての本格的な鉱山保安規定である鑛業警察の章が設けられ、鉱夫の安全衛生上の保護規定のほか公益保護規定も盛り込まれ、その詳細は鑛業警察規則（明治 25 年 3 月 16 日農商務省令第 7 号、のち全部改正）で定められた。

鑛業條例（明治二十三年九月二十六日法律第八十七號）

第五章 鑛業警察

第五十八條 鑛業ニ關スル警察事務ニシテ左ニ掲クルモノハ農商務大臣之ヲ監督シ鑛山監督署長之ヲ行フ

- 一 坑内及鑛業ニ關スル建築物ノ保安
- 一 鑛夫ノ生命及衛生上ノ保護
- 一 地表ノ安全及公益ノ保護

第五十九條 鑛業上ノ危険ノ虞アリ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ所轄鑛山監督署長ハ鑛業人ニ其ノ豫防ヲ命シ又ハ鑛業ヲ停止スヘシ

第六十三條 農商務大臣ハ此ノ條例ノ範圍

内ニ於テ省令ヲ以テ鑛業警察規則ヲ定ムルコトヲ得

その後、鑛業警察規定が鑛業法（明治38年3月7日法律第45号、明治38年7月1日施行、施行と同時に鑛業條例廃止。）に受け継がれた際にも、同様の規定が置かれ、詳細は引き続き鑛業警察規則で定められることとなった。

鑛業法（明治三十八年三月七日法律第四十五号）

第四章 鑛業警察

第七十一條 鑛業ニ關スル左ノ警察事務ハ命令ノ定ムル所ニ依リ農商務大臣及鑛山監督署長之ヲ行フ

- 一 建設物及工作物ノ保安
- 二 生命及衛生ノ保護
- 三 危害ノ豫防其ノ他公益ノ保護

第七十二條 鑛業上危険ノ虞アリ又ハ公益ヲ害スルノ虞アリト認メタルトキハ農商務大臣ハ鑛業權者ニ其ノ豫防又ハ鑛業ノ停止ヲ命スヘシ

急迫ノ危険ヲ防ク爲必要アルトキハ鑛山監督署長ハ前項ノ處分ヲ爲スコトヲ得

戦後、鑛業法の鑛山保安規定は鑛山保安法（昭和24年5月16日法律第70号）に分離された（：鑛業法自体は、その後、鑛業法として現在も有効に存在しているが、鑛山保安規定は鑛山保安法に移行されたということ）が、同法では次のとおり「保安」に鑛害の防止が含まれることが規定された。

鑛山保安法（昭和二十四年五月十六日法律第七十号）

第三條 この法律において「保安」とは、鑛業に関する左の各号の事項をいう。

- 一 鑛山における人に対する危害の防止

二 鑛物資源の保護

三 鑛山の施設の保全

四 鑛害の防止

- 2 前項第一号の鑛山における人に対する危害の防止には、衛生に関する通氣及び災害時における救護を含む。

同法についてはさらに鑛山保安法の一部を改正する法律（昭和33年12月12日法律第175号）により第1条の目的規定に鑛害の防止が明記された。

工場法では、安全衛生と公害予防（公益保護）に加え、風紀についても規定されていた。

工場法（明治四十四年三月二十九日法律第四十六号）

第十三條 行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ工場及附屬建設物並設備カ危害ヲ生シ又ハ衛生、風紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ豫防又ハ除害ノ爲必要ナル事項ヲ工業主ニ命シ必要ト認ムルトキハ其ノ全部又ハ一部ノ使用ヲ停止スルコトヲ得

その具体的な内容については、鑛山保安分野と同様、省令である工場危害豫防及衛生規則（昭和4年6月20日内務省令第24号）で定められていたが、公害予防規定は特段置かれていなかった。

工場以外については、土石採取業、建設業、陸上運輸業、貨物取扱業等で一定のものに係る業務災害補償を定める労働者災害扶助法が第5条で危害防止及び衛生について次のとおり命令委任規定が設けられ、同条の規定により、土石採取業（砂鑛法の適用を受ける事業を除く）に対して土石採取場安全及衛生規則（昭和9年5月3日内務省令第11号）が、建設業に対して土木建

築工事場安全及衛生規則（昭和 12 年 9 月 30 日内務省令第 41 号）及び土木建築工事場附屬宿舍規則（昭和 16 年 12 月 1 日厚生省令第 53 号）が制定された。

労働者災害扶助法（昭和六年四月二日法律第五十四号）

第五條 行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業ノ行ハルル場所ニ於ケル危害ノ防止又ハ衛生ニ關シ必要ナル事項ヲ事業主又ハ労働者ニ命ズルコトヲ得

同様の命令委任規定は、商店法（昭和 13 年 3 月 26 日法律第 28 号）第 9 条にも認められるが、これに基づく命令は制定されなかった²⁷。

商店法（昭和十三年三月二十六日勅令第五百号）

第九條 行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ店舗又ハ其ノ附屬建設物ニ於ケル使用人ノ危害ノ防止又ハ衛生ニ關シ必要ナル事項ヲ店主ニ命ズルコトヲ得

戦後、労働基準法には、このうち安全衛生及び風紀（第 42 条及び第 43 条）が引き継がれたが、公益保護（公害予防）に関する規定は姿を消した。

労働基準法（昭和二十二年四月七日法律第四十九号）

（危害の防止）

第四十二條 使用者は、機械、器具その他の設備、原料若しくは材料又はガス、蒸気、粉じん等による危害を防止するために、必要な措置を講じなければならない。

第四十三條 使用者は、労働者を就業させる建設物及びその附屬建設物について、換氣、採光、照明、保温、防濕、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者

の健康、風紀及び生命の保持に必要な措置を講じなければならない。

第四十四條 略

第四十五條 使用者が第四十二條及び第四十三條の規定によつて講ずべき措置の基準及び労働者が前條の規定によつて遵守すべき事項は、命令で定める。

労働基準法の公益保護規定といえ、労働安全衛生法施行前の同法第 46 条から第 48 条まで（機械及び有害物の流通規制、労働安全衛生法第 5 章へ引継ぎ）も労働関係の範囲外にも適用されるという意味では公益保護の機能を有するといえるだろうが、それ以外では、旧労働安全衛生規則で、有害物等の排出時等の除害に係る抽象的な規定を置いていた。

労働安全衛生規則（昭和二十二年十月三十一日労働省令第九号）

第一百七十四條 排氣又は排液中に有害物又は病原体を含む場合には、洗じよう、沈でん、ろ過、收じん、消毒その他の方法によつて処理した後、これを排出しなければならない。

その後、有害化学物質による公害が社会問題化したことを受けて、労働基準法に基づく命令として特定化学物質等障害予防規則（昭和 46 年 4 月 28 日労働省令第 11 号）が制定され、第 3 章（用後処理）で排ガス、排液、残滓物（溶解やろ過後に残る不溶物）等の処理について定めた。その趣旨は、施行通達²⁸において「第一類物質、第二類物質その他とくに問題がある物質について、これらの物質のガス、蒸気または粉じんが局所排氣装置、生産設備等から排出された場合の附近一帯の汚染または作業場の再汚染、およびこれらの物質を含有す

る排液による有害なガス等の発生または地下水等の汚染等による、労働者の障害を防止し、あわせて附近住民の障害の防止にも資するようそれぞれ有効な処理装置等を附設すべきこと等を規定したものであり、その遵守によつて公害の防止にも寄与することができるものであること。」と説明されており、明らかに公害防止も目的の一つであった²⁹。

2.4.2 労働安全衛生法以降

昭和44年9月30日に発足した労働基準法研究会は、発足以来、労働安全衛生の問題を主として調査研究を行っていたが、この問題をより専門的に調査研究するため第3小委員会を設置し、昭和46年7月13日、その結果を「第3小委員会報告」として会長に報告した。

その報告の中では、次のとおり、公害及び公衆災害についても取り上げられている。

昭和46年7月13日付け労働基準法研究会第3小委員会報告別紙

2 労働災害の現状

(1) 労働災害の概況

…さらに最近の公害、公衆災害などと関連し職場における安全衛生の確保が単に事業場の問題にとどまらず、事業場外へも波及する問題であることがあらためて認識され、職場内における安全衛生についての国民の関心が高まってきている。

3 安全衛生対策の現状と問題点

(五) 有害業務による障害の防止

(2) 現状および問題点

ホ 有害物質規制と公害の防止

最近問題になっている公害の原因をなす有害物質は、その大半が主として

工場、事業場における産業活動により排出されるものである。

工場、事業場における労働者を有害物質から保護するため、特定化学物質等障害予防規則により、一定の有害物質の取扱いについて、その抑制限度の設定、局所排気装置の設置等の規制が行なわれている。

これらの規制のなかには、排気中の有害物質の除じん、除ガス等の措置も含まれており、このような労働衛生を確保するための措置が、直接公害防止と結びつくことはいうまでもない。

しかしながら、このような労働衛生確保のための措置と公害防止関係の法令に基づく排出基準との調整をはかることが必要であるにもかかわらず、法的になんらの考慮も払われていない現状にある。

この報告をもとに、中央労働基準審議会の審議を経て、昭和47年に本法が制定されるに至った。

本法制定時の本条の規定は次のとおりであった。

第二十七条 第二十条から第二十五条までの規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、労働省令で定める。

2 前項の労働省令を定めるに当たつては、公害（公害対策基本法（昭和四十二年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する公害をいう。）その他一般公衆の災害で、労働災害と密接に関連するものの防止に関する法令の趣旨に反しないように配慮しなければならない。

その後、本法改正ではないが、引用している同法第2条第1項の規定につき、公害

対策基本法の一部を改正する法律（昭和45年12月25日法律第132号）により、「水質の汚濁」の下に「（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。第九条第一項を除き、以下同じ。）、土壌の汚染」が加えられ、即日施行された。これは従来の典型六公害に土壌の汚染が追加され、典型七公害とされたものである。

また、労働安全衛生法の一部を改正する法律（昭和55年6月2日法律第78号）により「第二十五条まで」の下に「及び第二十五条の二第一項」が加えられ、昭和56年6月1日に施行された。

さらに、環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成5年11月19日法律第92号）第18条の規定により、本条中「公害対策基本法（昭和四十二年法律第百三十二号）第二条第一項」が「環境基本法（平成五年法律第九十一号）第二条第三項」に改められ、即日施行されて現在に至っている。

2.5 委任条項としての本法中の位置付け

本法には、「…は、厚生労働省令で定める。」という規定方法が14箇所（ただし、うち1箇所は準用規定）あり、各委任規定の対象となる条項は次のとおりである。

章別	省令委任の対象となる条項又は事項	省令委任規定
第4章	第20条～第25条、第25条の2第1項、第26条	第27条第1項
	第30条第1項及び第4項、第30条の2第1項及び第4項、第30条の3第1項及び第4項、第31条第1項、第31条の2、第32条第1項～第5項、第33条第1項及び第2項、第34条、第32条第6項、第33条第3項	第36条
第5章	第53条の2第1項	第53条の

		2第2項
	第57条の2第1項及び第2項	第57条の2第3項
第6章	健康管理手帳の様式その他健康管理手帳について必要な事項	第67条第4項
第7章の2	免許証の交付の手續その他免許に関して必要な事項	第74条の2
第8章	免許試験の受験資格、試験科目及び受験手續並びに教習の受講手續その他免許試験の実施について必要な事項	第75条第5項
	試験事務規程で定めるべき事項	第75条の6第2項
	指定試験機関等に関する事項	第75条の12第2項
	技能講習の受講資格及び受講手續その他技能講習の実施について必要な事項	第76条第3項
第10章	産業安全専門官及び労働衛生専門官について必要な事項	第93条第4項
	第99条の2第1項	第99条の2第3項
	第99条の3第1項	第99条の3第2項
この法律に定めるもののほか、この法律の規定の実施に関し必要な事項		第115条の2

このうち、自己完結的な危害防止基準（特定の危害を対象に、原則として、罰則の裏付けをもって、事業者等の名宛人がなすべきこと・なすべきでないことを具体的に定めるもの）を導く委任規定は、本条第1項及び第36条であり、さらに包括的規定である第115条の2もまた安全衛生基準に関する事項を委任する規定である可能性がある。

しかし、公害その他一般公衆の災害の防止に関する法令に対する配慮条項は、本条第2項にしか見られない。

2.6 危害防止基準の概念

本条に関する議論のため、「ここで危害防止基準」という用語（概念）について検

討し、以下その概念を使用して議論する。

「危害防止基準」の語は、労働安全衛生法に使用されているれっきとした法律用語ではあるが、第1条（目的）以外に出てこず、法令、通達等による公式の定義はなされていない。それでも、危害防止基準という語はしばしば使用され、特に、労働安全衛生法の一部を指してそう呼ぶ場合がある。しかし、この用語が具体的に労働安全衛生法中どの部分を指すのかということは、必ずしも自明ではない。

そこで参考となるのが、労働安全衛生法案の作成に携わった畠中信夫氏の著書（2008年）『労働安全衛生法のはなし〔改訂版〕』（中央労働災害防止協会）³⁰における次のような解説である。

危害防止基準

労働安全衛生法第一条の目的規定の中で、「労働災害の防止のための危害防止基準の確立」というのが、職場における労働者の安全と健康を確保するという同法の目的達成のための方法の第一番目にあげられている。

この「危害防止基準」は、「墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等を設けなければならない。（安衛則第五一九条第一項）」などのように、特定の危害に対して特定の措置を規定するというのが、通常スタイルであり、労働安全衛生法の目的を達成するために設定される関係者の具体的な行為（作為又は不作為）基準として罰則でもってその履行が強制される。

この「危害防止基準」という文言は、非常に使い勝手の良い言葉ではあるが、労働安全衛生法では、この第一条にだけ出てく

る言葉である。それは、同法第二〇条から第二五条までに規定するところに止まるものではなく、その字義通り、危険と健康障害を防止するための基準ということであり、機械等並びに危険物及び有害物に関する規制、あるいは作業環境測定、特殊健康診断、安全衛生教育、就業制限などの規定も含まれる広い概念としてとらえられる。

この記述によると、労働安全衛生法の目的を達成するために設定される関係者の具体的な行為基準はすべて危害防止基準であるといえ、労働安全衛生法のうち相当大きな部分がこれに含まれることとなる。

そこで、本法中に散らばる数多くの危害防止基準を見てみたときに、一つの構造が見えてくる。

危害防止基準は、その規定内容に関する構造上、本条に関わる本法第4章とそれ以外（第5章、第7章等）に分けることができる。即ち、第5章では特定機械等や化学物質等の特別の事項に対して比較的高度な規制を行うものとなっており、第7章は労働者の健康管理等を特別に取り上げて比較的具体なことを法律事項として定めている一方で、第4章はより包括的かつ一般的な事項を定めている。したがって分類学的、立法論的にいえば、労働安全衛生法第4章は、労働災害の防止に関する同法の最も一般的部分であって、理論的には、これに個別的・具体的な別の規定群、例えば、機械等並びに危険物及び有害物に関する規制、作業環境測定、特殊健康診断、安全衛生教育、就業制限等に関する規定群も、名宛人等の整理は必要だとしても、同章中のいずれかの条文に吸収可能であり、逆に、同章の各条文から任意の措置類型を新しい独立

条文として分離することもできる。即ち、例えば本法第 65 条や第 66 条が存在しなかったとしても、事業者による作業環境測定や健康診断の実施に関する委任省令の規定を、同法第 4 章（具体的には第 22 条）で「読む」ことができ、逆に、例えば現在同法第 22 条で「読んで」いる特定化学物質障害予防規則第 38 条の 4（作業記録）を、同法で独立条項を設けてそれから委任することもできるであろう。

また、危害防止基準は、その名宛人に関する構造を見てみれば、事業者を名宛人とする第 4 章前半（第 20 条～第 25 条の 2 等）と、それ以外（第 4 章後半，第 5 章等）にも分けることができる。

以上の分析によれば、第 20 条から第 25 条の 2 までを最も一般的かつ基本的な危害防止基準と捉え、それ以外の危害防止基準については、一般的かつ基本的な危害防止基準を特別な事項又は特別な名宛人へと発展させたものと捉えることができるだろう。

2.7 委任元条項の特定問題

本条に基づく省令の各規定中には、本法中の根拠条項が明示されていない。したがって、省令のどの条項が本法中のどの条項に基づくものであるのかという対応関係が問題となる。この点については、労働省労働基準局『労働法コンメンタール 3 改訂新版 労働基準法 下』（労務行政研究所）の本法定制前の労働基準法第 45 条に係る逐条解説に次のような一文がある³¹（2.4.1 のうち労働基準法に係る部分を参照）。

第四二条及び第四三条においては、安全と衛生に区別せず、機械、器具、原材料と建設物に分けて、それぞれについて危害防止の措置を講ずべきことを定めているので

あるが、命令においては、安全と衛生に区別して規定しており、したがって、命令中のおおのこの条文についてその根拠となる本法上の規定が第四二条であるか又は第四三条であるかについては当該条文の内容について検討するほかはない。

これはつまり、厚生労働省令中の各条の委任関係については各条の内容から判断せよということであろうが、実際、省令レベルの危害防止基準の適用実務においては、既にある省令の条文の内容を検討することにより、本法中の第何条第何項が根拠規定となるのか（あるいは根無しなのか）、後付け的に考えるという作業が発生している³²。

2.8 危険源の分類

2.6 で述べたように、第 20 条から第 25 条の 2 までは本法中の最も一般的かつ基本的な危害防止基準であるが、危険源に着目した場合には更に第 25 条及び第 25 条の 2 も第 20 条から第 24 条までに吸収することができよう。そして、簡単のために更に第 23 条を除外しても、名宛人の問題を度外視すれば、殆ど全ての一般的危害防止基準がここに吸収可能であると考えられる。

第 20 条から第 24 条まで（第 23 条を除く。）の規定内容を危険源に着目して一覧表にすると次表のとおりとなる。

条項	防止する危険、健康障害又は労働災害の種類		
20	機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険	による	危険
	爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険		
	電気、熱その他のエネルギー		
21 ①	掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法	から生ずる	

21 ②	労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等	に係る	
22	原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等	による	健康障害
	放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等		
	計器監視、精密工作等の作業 排気、排液又は残さい物		
24	労働者の作業行動	から生ずる	労働災害

実際、平成 18 年 3 月 10 日付け基発第 0310001 号「危険性又は有害性等の調査等に関する指針について」（別添 3）に示された危険源の分類例は、第 20 条から第 24 条まで（第 23 条を除く。）に掲げられた危険源の一覧表となっている。

しかし、この分類体系には、例えば、猛獣、荷、人間の暴力等が含まれているとは解しがたく、産業の発展にともない新たに生まれているが、これらの危害防止基準の中へ導入できるよう、一般的危害防止基準（第 20 条～第 25 条の 2 等）の条文を今一度見直すことも必要であろう。

2.9 危険・健康障害の範囲

（未了）

2.10 危害防止措置が新たに生み出す危険源

（未了）

2.11 省令の規定方法

（未了）

2.12 努力義務規定

（未了）

2.13 各省令の概要及び沿革

（未了）

- 2.13.1 労働安全衛生規則
- 2.13.2 ボイラー及び圧力容器安全規則
- 2.13.3 クレーン等安全規則
- 2.13.4 ゴンドラ安全規則
- 2.13.5 有機溶剤中毒予防規則
- 2.13.6 鉛中毒予防規則
- 2.13.7 四アルキル鉛中毒予防規則
- 2.13.8 特定化学物質障害予防規則
- 2.13.9 高気圧作業安全衛生規則
- 2.13.10 電離放射線障害防止規則

- 2.13.11 酸素欠乏症等防止規則
- 2.13.12 事務所衛生基準規則
- 2.13.13 粉じん障害防止規則
- 2.13.14 石綿障害予防規則
- 2.13.15 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壤等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

（未了）

2.14 省令制定権の不行使

（未了）

2.15 複数法令の重畳適用

（未了）

例えば、平成 11 年 9 月 30 日、茨城県那珂郡東海村の株式会社ジェー・シー・オー東海事業所で臨界が発生し、労働者 2 名が放射線障害で死亡したほか多数の者が被曝したが、この刑事裁判（平成 15 年 3 月 3 日水戸地方裁判所刑事部判決平成 12 年（わ）第 865 号）では、この事故に関し、同社及び東海事業所長に対し本法第 11 条第 1 項違反（選任した安全管理者をして労働者に対する安全教育を実施させず、もって安全に係る技術的事項を管理させなかったもの）が適用されたほか、同社及び東海事業所長外自然人 2 名に対して原子炉等規

制法第 16 条第 1 項違反（内閣総理大臣の許可を受けないで加工施設の設備を変更したもの）、東海事業所長外自然人 5 名に対して刑法第 211 条の業務上過失致死傷罪が適用された³³。

2.16 国際労働基準との関係

2.17 刑務作業

本法は、刑務作業に従事する受刑者の適用除外を明文で規定していないが、行政通達で受刑者は労働基準法第 9 条の労働者には該当しないとしていることから³⁴、本法の適用も受けないと解される。

その代わり、受刑者については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号）第 95 条第 2 項から第 4 項までにおいて、刑事施設の長及び受刑者の安全衛生上の義務を定めるとともに、その具体的な内容については、本法その他の法令に定める労働者の安全及び衛生を確保するため事業者が講ずべき措置及び労働者が守らなければならない事項に準じて、法務大臣が定めること規定している。

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）

第二編 被収容者等の処遇

第二章 刑事施設における被収容者の処遇

第十節 矯正処遇の実施等

第二款 作業

（作業の条件等）

第九十五条 刑事施設の長は、法務省令で定める基準に従い、一日の作業時間及び作業を行わない日を定める。

2 刑事施設の長は、作業を行う受刑者の安全及び衛生を確保するため必要な措置を講じなければならない。

3 受刑者は、前項の規定により刑事施設の長が講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

4 第二項の規定により刑事施設の長が講ずべき措置及び前項の規定により受刑者が守らなければならない事項は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）その他の法令に定める労働者の安全及び衛生を確保するため事業者が講ずべき措置及び労働者が守らなければならない事項に準じて、法務大臣が定める。

（未了）

2.18 外国の事情

（未了）

2.19 備考

（未了）

D. 考察

（未了）

E. 結論

（未了）

F. 研究発表

1. 論文発表

無

2. 学会発表

無

G. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得

無

2. 実用新案登録

無

3. その他

無

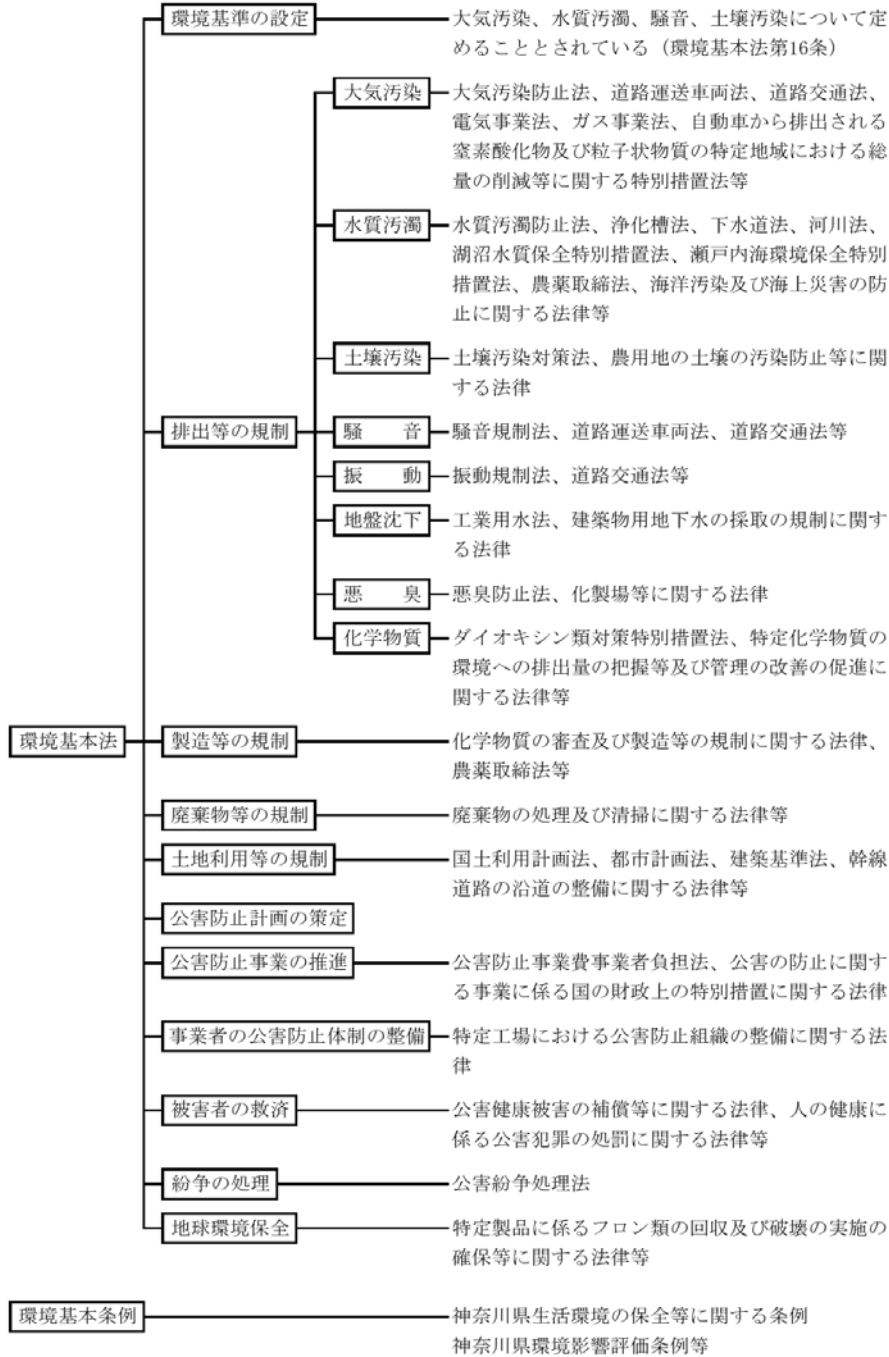
H. 引用文献

文末脚註のとおり。

添付資料

図1（環境関係法令の体系）

1-(1) 環境関係法令の体系



資料編3-1

（厚木市ウェブサイトより
https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/material/files/group/35/kgk21s_03b.pdf）

文末脚注

¹ 労働省労働基準局安全衛生部編（1993年）『実務に役立つ労働安全衛生法』（中央労働災害防止協会）p.175

² 寺西輝泰（2004年）『改訂版 労働安全衛生法違反の刑事責任—総論—』（日労研）p.222

³ 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成23年厚生労働省令第152号）第2条第3項及び第4項

⁴ 昭和47年9月18日付け発基第91号「労働安全衛生法の施行について」記の第二の五

⁵ 平岡雅紘（1982年）『法務研究報告書第68集第2号両罰規定に関する実証的研究』（法務総合研究所）pp.169-170

⁶ 平岡雅紘（1982年）『法務研究報告書第68集第2号両罰規定に関する実証的研究』（法務総合研究所）p.173

⁷ 寺西輝泰『改訂版 労働安全衛生法違反の刑事責任—総論—』（日労研）pp.244-245

⁸ 平岡雅紘『法務研究報告書第68集第2号両罰規定に関する実証的研究』（法務総合研究所，昭和57年2月）第3章（業務主の刑事責任）—第3節（業務主の注意義務）pp.90-96は同旨と思われる。この中で、平岡は、労働安全衛生法第26条違反が第122条から除外されていないことを指摘した上で（p.93）、業務主処罰の理論的根拠としての義務履行委任説と経営者地位説を比較しながら、労働者固有の義務について事業者責任を問う文脈で、以下のように述べている。

すなわち、「労働安全衛生規則366条1項は、『事業者は、明り掘削の作業を行なうときは、物体の飛来又は落下による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。』と規定しており、同条2項は、『前項の作業に従事する労働者は、同項の保護帽を着用しなければならない。』と規定している。1項、2項ともに故意犯であるから、被疑者甲〔引用者註＝事業者〕が従業者乙に保護帽を着用させなかった場合は、甲、乙ともにそれぞれ1項、2項違反で処罰される。一方、被疑者甲において、従業者乙が保護帽を着用していないことを知らなかった場合は、乙は2項違反で処罰されるが、甲には犯意が認められないので1項違反は成立せず処罰されない。甲の監督責任の有無についても、『義務履行委任説』によれば、甲は乙に義務の履行を委任していないから、消極に解さざるを得ない。そうすると、甲を処罰することは不可能となるが、このような結論は妥当であろうか。労安法の趣旨・目的から考えてみることにする。」「事業者に対して、労働者が違反行為をしないように監督義務を課すべきであり、かく解することこそ、労安法の趣旨・目的に合致すると考える。」と（p.94）。ただし、事業者が具体的にどのような措置をとれば監督義務を果たしたとして両罰規定の適用を免れるのかについて、詳細な議論はなされていない。

⁹ 職場のあんぜんサイト—安全衛生キーワード「不安全行動」 (<https://anzeninfo.mhlw.go>.)

jp/yougo/yougo90_1.html, 令和3年11月7日閲覧)

¹⁰ 職場のあんぜんサイト－安全衛生キーワード「ヒューマンエラー」 (https://anzeninfo.mhlw.go.jp/yougo/yougo62_1.html, 令和3年11月7日閲覧)

¹¹ 厚生労働省労働基準局『労働法コンメンタール③平成22年版労働基準法下』（労務行政）p.840

¹² 昭和40年7月31日付け基発第901号

¹³ 労働省労働基準局安全衛生部編（1993年）『実務に役立つ労働安全衛生法』（中央労働災害防止協会）pp.74-75

¹⁴ 大阪府公報（明治29年2月3日第1158号）（大阪府公文書館 <https://archives.pref.osaka.lg.jp/search/kenmeiInfor.do?method=initPage&from=search&kenmeicd=0000283430>）

¹⁵ 岡實（1917年）『改訂増補工場法論』（有斐閣書房）pp.293-298に次のような記述がある。「職工トハ主トシテ工場内ニ在リテ工場ノ目的トスル作業ノ本體タル業務ニ付勞役ニ従事スルモノ及直接ニ其ノ業務ヲ助成スル爲勞役ニ従事スルモノヲ謂フ即チ工場ノ主タル作業ハ勿論之ニ關係アル作業例ヘハ場内運搬、工場設備ノ手入修覆等ノ勞役ニ従事スル者ヲ包含ス

以上陳ヘタル所ニ依リ尚職工ノ觀念ヲ説術スレハ職工トハ

(一)勞役ニ従事スル者タルコト 主トシテ身體的ノ労働ニ従事スルモノニシテ平職工、伍長、組長等ヲ含ムモ技師、技手事務員、製圖師等ヲ含マサルヲ常トス。

(二)工場ノ目的トスル作業ノ本體タル業務ニ従事スルコト 工場ノ目的トスル作業トハ工場經營ノ目的タル事業ヲ謂フ、即チ物品ノ製造ヲ爲スモノニ在リテハ製造ノ作業、修繕ヲ爲スモノニ在リテハ修繕ノ作業、製造及修繕ヲ兼營スルモノニ在リテハ製造又ハ修繕ノ作業ヲ謂フノ類ナリ、作業ノ本體タル業務トハ補助作業即チ助成作業ニ對スルモノニシテ假ヘハ機械製造工場ニ於ケル鑄造、仕上、組立等ノ業務ハ製造ヲ目的トスル作業ノ本體タル業務ニシテ場内運搬、機械ノ手入注油等ハ其ノ補助作業ナリ。

工場ノ目的トスル作業ト何等ノ關係ナキ勞務ニ服スル門衛、給仕、便所ノ掃除夫寄宿舎ノ賄方等ハ職工ニ非ス。

(三)工場ノ目的トスル作業ヲ直接ニ助成スルモノモ亦職工ナルコト 直接ニ助成スル作業即直接ノ補助作業トハ主タル作業、即チ工場ノ目的トスル作業ニ密接ナル關係アル作業トシテ、例ヘハ製造工場ニ於ケル場内ノ運搬、作業場及機械ノ掃除、注油其ノ他工場設備ノ手入及修繕等ハ直接ノ補助作業ニシテ専ラ作業場（必スシモ蔽圍シタル場所タルコトヲ要セス）外ニ在リテ原料又ハ燃料等ノ運搬ニ従事スルモノノ如キハ之ニ屬セス（通常人夫ト稱スルモノノ全部又ハ一部ハ之ニ屬ス）

(四)工場内ニ於テ労働スルコト 職工トハ主トシテ工場内ニ於テ労働スル者ニシテ、織物工場ニ於ケル出機工、及電氣會社ニ於ケル電線路ノ保守ノミニ従事スル者ノ如キハ職工ニ非ス、蓋シ工場法ハ主トシテ場内勞役者ヲ保護スルノ精神タルコトハ、立法當時ノ當局者ノ説明ニ徴スルモ明カナリ所謂戶外労働者ノ保護ハ之ヲ第二期以後ノ立法（工場法ヲ第一

期トスレハ）ニ讓ルコトト爲シタルモノノ如シ。

(五)雇傭關係ノ存在ハ必要ノ條件ニ在ラス 工業主ト職工トノ間ニ雇傭關係ノ存在スルハ之ヲ常態ト稱スルコトヲ得ルモ必シモ要素ト爲セルモノニ非ス、假ヘハ工業主カ他人ヲシテ一定ノ作業ヲ請負ハシメ其ノ請負者カ自ラ雇傭シタル職工ヲ連レ來リテ作業ヲ爲ス場合、又ハ斯ノ如キ請負關係ナク唯單ニ他人ヲシテ勞働者ヲ供給セシメ、其ノ供給者ニ於テ賃金ノ支拂其ノ他ノ世話ヲ爲ス場合ニ於テモ、此等ノ勞働者カ前陳フル所ニ依リ工場内ニ於テ工業主ノ仕事ニ従事スル以上ハ孰モ其ノ工業主ノ職工タルヘキモノトス。

(六)常時一定ノ工場ニ就業スルコトヲ要セス 常時其ノ工場ニ於テ就業スル者タルト臨時其ノ工場ニ於テ就業スルモノタルトヲ問ハス、他ノ條件ニシテ職工タルニ足ルモノナル時ハ等シク其ノ工場ノ職工タルヲ妨ケス、故ニ臨時職工、目見ヘ職工等ハ凡テ其ノ工場ノ職工タルモノトス

(七)報酬ノ有無ヲ問ハス

(八)家族モ職工ト爲リ得 家族ハ職工ニ非サルヲ常態トス、然レトモ客觀的ニ職工タルノ常素ヲ具備スル場合（雇傭契約ニ準スヘキ條件ニ依リ又ハ報酬ヲ得テ勞働スル等）ハ之ヲ職工ト看做サルヘカラス。

(九)見習職工モ亦職工ナリ 實質上ノ意義ニ於テ見習職工中徒弟タルモノト然ラサルモノトアリ、其ノ徒弟タルモノハ施行令ノ定ムル要件ヲ具備スルヲ要スルト共ニ行政廳ノ認可ヲ經タルモノナラサルヘカラス、斯ノ如キ徒弟ハ形式上職工ノ範圍ニ入ラス、全然別種ノモノトシテ徒弟ニ關スル施行令ノ規定ノ支配ノ下ニ立ツモノトス然レモ徒弟タル實質及形式ヲ具備セスシテ單ニ見習ヲ爲ス者ハ、通常之ヲ職工ノ中ニ數フヘキモノトス。

職工ノ觀念ノ概要ハ右述フルカ如シ尚職工タリヤ否ヤニ關シ疑アルモノニ付職工ト認ムヘキモノ及職工ニ非スト認ムヘキモノヲ例示スレハ左ノ如シ。

第一 職工ト認ムヘキモノ

- (一)勞役ヲ直接ニ指揮監督スル組長、伍長、職工長ノ類
- (二)工場建物ノ修繕ノ爲ニ常時使用シ居ル大工又ハ左官職
- (三)臨時職工、日雇職
- (四)職工カ自己ノ子女ヲ工場ニ同行シ仕事ヲ爲サシムル場合ニ於テハ其ノ子女モ亦職工トス
- (五)入渠船舶汽罐掃除ノ爲メ臨時雇入ルル者（カンク蟲）

第二 職工ト認メサルモノ

- (一)專ラ作業場外ニ在リテ運搬ニ従事スル人夫、便所寄宿舍ノ掃除夫及賄方
- (二)門衛、給仕
- (三)生絲工場ニ於ケル教婦
- (四)山林内ニ於テ伐木運搬ノ業務ノミニ従事スル者
- (五)入渠船舶ニ使用スル臨時掃除夫ニシテ單ニ注水雜巾掛等ノ如キ普通掃除ノ業務ノミヲ爲ス者、但シ機械其ノ他「パイプ」、器具等ヲ取附、取外其ノ他之ニ準スヘキ業務ヲ

爲ス者ハ職工トス

（六）電気事業ニ於テ單ニ電線路ノ保守ノミヲ爲ス者」

¹⁶ 寺本廣作（1948年）『労働基準法解説』（時事通信社）p.263

¹⁷ 国際労働機関ウェブサイト－ILO 駐日事務所－1963年の機械防護条約（第119号）（https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_239060/lang--ja/index.htm）より。なお、外務省の和訳は、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-S49-0139.pdf> のとおり。

¹⁸ 外務省ウェブサイト「石綿の使用における安全に関する条約（第162号）」（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty162_4.html）

¹⁹ 国土交通省ネガティブ情報等検索サイト－大隅リース有限会社（法人番号5350002017606）、処分の原因となった事実「大隅リース(有)及び同社使用人は、フォークリフトを使用した建設資材の荷降ろし作業中に、機械等による危険を防止するための必要な措置を講じず死亡事故を発生させたとして、労働安全衛生法違反により、それぞれ罰金の刑に処せられ、令和3年1月26日にその刑が確定した。」（<https://www.mlit.go.jp/nega-inf/cgi-bin/search.cgi?jigyoubunya=kensetugyousya&EID=search&no=1185>，令和3年11月12日0:12閲覧）。

²⁰ 労働新聞社（2020年）「フォークリフトのエンジン切らずに送検 挟まれ死亡災害が発生 日南労基署」<https://web.archive.org/web/20201008114126/https://news.goo.ne.jp/article/rodo/nation/rodo-90776.html>（この事件は労働新聞で労働安全衛生法第20条違反と記載されているが、厚生労働省労働基準局監督課が発表している「労働基準関係法令違反に係る公表事案」によると労働安全衛生法第26条（労働安全衛生規則第151条の11）違反の旨記載されており、事案の内容からいっても厚生労働省の発表に間違いは無いであろう。）

²¹ 経済産業省「鉱山保安法等逐条解説」（https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/law/kouzankaisetsu.html，令和3年8月20日閲覧）p.21

²² 厚生労働省設置法第9条（平成11年法律第97号）第1項第1項，労働政策審議会令（平成12年政令第284号）第6条第1項

²³ 労働基準法時代の通達であるが労働安全衛生法制定後も有効なものとして、昭和46年5月24日付け基発第399号「特定化学物質等障害予防規則の施行について」。

²⁴ 昭和47年9月18日付け基発第589号「鉛中毒予防規則の施行について」記の第二の5(1)

²⁵ 小学館『デジタル大辞泉』では「心をくばること。心づかい。」、小学館『精選版日本国語大辞典』では「心をくばること。心づかい。心配。」としている。

²⁶ 畠中信夫氏（元中央労働委員会事務局次長，昭和43年労働省入省，労働安全衛生法案作成に従事，元白鷗大学法学部教授）への電話での問合せ結果（令和3年10月25日）による。

-
- ²⁷ 濱口桂一郎（2018年）『日本の労働法政策』（労働政策研究・研修機構）p.463
- ²⁸ 昭和46年5月24日付け基発第399号「特定化学物質等障害予防規則の施行について」前文及び記のIV（https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb2101&dataType=1&pageNo=1）
- ²⁹ 労働福祉共済会『労働福祉』昭和48年8月号（昭和46年8月1日発行）pp.2-13「座談会 特定化学物質障害予防規則の制定をめぐって」（出席者 労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課主任中央じん肺診査医医学博士宮野美宏，労働衛生研究所労働生理部長医学博士坂部弘之，早稲田大学教授工学博士房村信雄，財団法人労働福祉共済会秋元広吉）も同趣旨。
- ³⁰ 畠中信夫著（2006年）『労働安全衛生法のはなし〔改訂版〕中災防新書003』（中央労働災害防止協会）p.47
- ³¹ 労働省労働基準局（1969年）『労働法コンメンタール3改訂新版 労働基準法下』（労務行政研究所）p.500
- ³² 本分担研究報告者の職務経験による。
- ³³ 平成15年3月3日水戸地方裁判所刑事部判決平成12年（わ）865号（東海村臨界事故判決）（D1-Law.com判例体系判例ID：28085408参照）
- ³⁴ 昭和23年3月24日付け基発第498号